

平成27年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成27年6月23日 午前10時00分 開会  
午後 4時22分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副市長兼都市整備部長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	まちづくり統括技監	松 倉 昌 明
総 務 部 長	山 本 眞 義	企 画 部 長	米 井 英 規
市民生活部長	芳 野 隆 一	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	1 0	吉村 優子	一問一答	新 給食センターにおける地産地消について	教育長 担当部長
				大字脇田のゴミ問題、大字林堂も含む環境問題について	市 長 担当部長
2	5	増田 順弘	一問一答	農業の新たな担い手と専業農家への支援について	市 長 担当部長
				学校給食における地元農産物の利用促進について	教育長 担当部長
3	3	川村 優子	一問一答	子育てしやすい葛城市を目指して（葛城市子ども・子育て支援事業計画について）	市 長 担当部長
4	2	内野 悦子	一問一答	生活困窮者対策と子育て支援について	市 長 担当部長
				熱中症対策について	市 長 教育長 担当部長
5	9	藤井本 浩	一問一答	障害者差別解消法の施行について	市 長 教育長 担当部長
				公共施設及び跡地の今後の活用計画について	市 長 担当部長
6	1 1	阿古 和彦	一問一答	太田古墳群について（パート2）	市 長 教育長 担当部長
				地球環境にやさしい葛城市をめざして（パート1 3）	市 長 担当部長
7	1 5	白石 栄一	一問一答	教育委員会制度の改訂について	市 長 教育長 担当部長
				新 道の駅建設事業について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月11日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、7名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

**吉村議員** 皆さん、おはようございます。ただいま、議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は2点です。

まず1点目は、新しく完成しました葛城市給食センターです。その給食センターにおける地産地消の取り組みについてをお伺いします。2点目は、大字脇田と林堂におきますごみ問題、環境問題についてを伺っていきます。

なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、質問に移らせていただきます。まず、新学校給食センターにおける地産地消の取り組みについてお伺いいたします。

このほど、3月に新たに葛城市学校給食センターが完成し、9月から稼働の運びとなりました。今までの當麻給食センター、そして新庄給食センターの2カ所で調理されていまして中学校2校、小学校5校、幼稚園5園、計約4,100食分の給食が1カ所で作られることとなります。これまでの當麻地域と新庄地域で行われていました、別々であったメニューも統一され、市内各学校、幼稚園では全て同じ献立で調理をされ、提供されることとなります。

この学校給食におきまして、以前より取り組んでおります地産地消について、これから伺っていききたいと思います。

まず、現在の給食センターにおける給食材料の品目、そして葛城市産の使用割合についてをお聞かせいただきたいと思っております。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** おはようございます。教育部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいま吉村議員ご質問の、現在におきます給食センターにおける給食材料の品目と、葛城市産の使用割合について、ご答弁させていただきます。

平成26年度の地元産、葛城市産の材料の使用率につきましては、葉ネギは100%葛城市産でございまして、ほかに主なものとしたしまして、タマネギ、白菜、大根、ジャガイモ等で、同給食センターにおきます全体ではほぼ10%の割合で推移しているところでございます。

なお、その他県内産といたしましては、米におきましては学校給食会を通じて「ひのひかり」を購入しており、デザートにおきましては柿、イチゴも県内産となっておりますところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** ご答弁、ありがとうございます。

その中で、例えばジャガイモでしたら、機械で皮をむく、量が多いですから時間も迫っているということで、機械で皮をむくので、MならMというふうにサイズをそろえてくださいということをお聞きしていますけれども、給食材料の納品に際して、このようにほかの食材も一定の規格を示されているのかどうか、そのことについてもお伺いします。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 現在、両給食センターあわせまして、先ほどご質問がございましたように、日に約4,100食を調理しております。献立に応じまして、大量の野菜を必要とする状況にあることから、年間を通して数量はもちろんのこと、大きさや品質等、安定した食材の確保に苦慮しているのが現状でございます。また、学校給食センターでは市内の5つの幼稚園、5つの小学校、2つの中学校に配食をしており、決まった時間内での大量調理を行っているところでございます。そのため、野菜の裁断、皮むきは主に機械で行っておりますが、大きさや品質に不ぞろいがあると下処理の段階で非常に時間がかかりすぎまして、各学校等への給食の搬入時間がおくれる可能性もございますことから、納入の際には一定の規格を示して、納品させている農産物もでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** 具体的にどういうふうな規格であるのか、もしあれば例を示していただきたいと思います。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 野菜の規格のご質問でございます。野菜類につきましては、納品の規格、例えばニンジンでございましたら2Lで秀という規格、そして規格基準といたしましては肉質柔らかく甘みの伴うもの、割れ、二股は不可とか、そういうような規格基準を設けております。

この規格基準を設けております品目につきましては20品目でございます。申し上げますと、ニンジン、タマネギ、キュウリ、キャベツ、白菜、レタス、ピーマン、大根、水菜、広島菜、これはシロナでございます。青ネギ、太ネギ、パセリ、土ショウガ、ナス、ゴボウ、ニラ、ジャガイモ、サツマイモ、里芋でございます。

このうち、大きさの規格を設けておりますのが、このうち10品目でございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** さまざまな規格があるということですがけれども、それも含めて、それでは新しい給食センターの稼働に向けての具体的な地産地消の取り組みについて、今の段階で計画があるのかどうかということもお伺いしておきます。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 地産地消の計画についてでございます。平成24年11月に策定いたしました葛城市学校給食センター施設整備方針を策定しているところでございますが、ここでは地産地消の推進につきましては、地元の食材を積極的に活用し、地域の特性を生かした豊かな学校給食を目指し、生産者や関係機関と連携し、さらなる地産地消を推進するとうたっておりますが、今のところ具体的な数値目標をもって取り組んでいる状況ではございません。

地産地消の推進につきましては、今年度からできるところから取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** できるところからということで、今の段階でわかっている状況、もしわかっているところがありましたら、そのこともお答えいただきたいと思います。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 地産地消推進の取り組み状況でございます。地元農産物の利用率向上に向けての取り組みについてでございますが、まず、現状では地元産の利用を困難にしている要因といたしまして、先ほど申し上げました食材の量や品目数を含めた品ぞろえと規格及び価格の問題があると思われまます。さらに、夏場の野菜類の供給確保と年間を通じた安定供給の問題がございます。これらのことを踏まえまして、一昨年より農政部局や地元農業団体、地元農協等を交えながら、給食で使用している月別の野菜重量表や材料規格表を示しながら、対応できるものがあるかなど、情報交換を行いながら検討を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、新学校給食センター稼働後における地産地消の推進につきましては、地元で生産されている農産物を調査し、生産農家、農業者団体、地元の農協等に働きかけを行い、まずは地元産食材の納入可能な生産者団体と年間を通じて給食で使用する量や時期、またそれに応じた作付計画の協議を進め、地産地消の拡大を目指していくとともに、将来的には関係する生産者団体とのネットワークの構築を行いまして、そこが納入の窓口の集約を図り、学校給食における安定した地産地消の状況を確保したいと考えているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** 各学校で自校の分だけを調理する自校式であればともかくですがけれども、このように4,100食分になりますと、地元の野菜を供給するというのはかなり大変だというふうに思います。今、答弁にもありましたように、あらかじめ1年間の需要を考えて、それによって作付の計画を立てるのが重要になってくると思います。こういったことに、作付について、考えをお聞かせいただきたいと思います。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 地産地消の推進に当たりましては、農産物の安全、安心を第一に考えまして、地場農産物量の拡大、種類や出荷時期の拡大を図ることが必要でございます。そのためには、生産者の組織化がまず必要でございます。この組織化された生産者をコーディネーターとして供給量の調整を行っていくことも必要でございます。

この組織を構成いただくには、農協やあるいは農作物直売所などの参入が不可欠であると考えております。このコーディネートを行う組織が生産者に対し、市場出荷に比べて給食センターに納品する方が、包装資材や包装にかかる手間が不要などのメリットがあることも示しながら、出荷量の拡大を図っていきたいと考えております。

また、地元農産物の種類をふやすとともに、作付期間を分散いたしまして、出荷期間を拡大できるように、作付計画を今後指導することによりまして、より生産者組織がスムーズに生産できる体制を構築できると考えております。

今後は、このようなコーディネートをできる組織など、関係者と十分なる協議を重ねまして、地産地消の推進を図ってまいります。

以上でございます。

下村議長 吉村君。

吉村議員 コーディネーターという話が出ましたけれども、以前、私たちは市内の公立3園、それから私立3園の6つの保育園に、週1回、地元の野菜を生産者から園に届けるというお手伝いをさせていただいています。これは、今いらっしゃる川村議員も一緒にしてたんですけども、これは8年間続けていますけれども、どういったやり方かといいますと、例えば6月に供給する場合には2カ月前、4月ぐらいに各園に、生産者に聞いて、6月にどんな食材ができますかということを知って、初旬、中旬、下旬に分けてその情報を各園に流します。各園は、そのできる農作物を見て献立を立てて、ではこのメニューにしますからこれだけの量、タマネギだったら10キロ、ニンジン何キロというふうに、また6園がこちらの方にデータを送っていただけるんです。それを1つの一覧表にして、またメンバーが集まって、自分の抱えている生産者に、では、1週目はこれを、タマネギ10キロ出してくださいというふうに分けてやっていたわけです。そういうことをしていたわけですけども、その中で体験として言いますのは、軟弱野菜、ホウレンソウとかコマツナ、お願いして2カ月前にはできますよと言っているけれども、これは天候の加減で露地物でしたらなかなかうまくいかない。実際にあったのは、2日前までは畑にあったんだけど、今日見たら消えていたとか、虫にやられていたとかいうことで、なかなかそれができないということで報告を受けたことがあるんですけども、保育園というのは、先ほど言いました自校式の本当に小規模なものですから、1園でその分がなくても市内で駆けずり回れば何か集められたんですけども、4,100食分となると、これはかなり難しい。だから、軟弱野菜はなかなかハウス以外では難しいかなというふうにも思います。

そしたら、根菜類だけにすることですけども、私たちがやっていたこういうふうな手間というのは、コーディネーターは必要になってくるとは思いますけれども、私たち

も小さいからかえって面倒だったのかもしれない。大きな組織になるともっと簡単かもしれませんが、やはり作付の計画、先ほどから言っていました長期的な計画のもとで進める必要があると思います。

それから、あとは、生産者の意識の問題だと思うんですけども、私が実際耳にしたのは、新しく給食センターができて、そのそばで農作物をつくっておられる方が、近くに給食センターができたからうちの野菜も使ってもらうんだという話もされた方がいらっしゃるんですけども、だからそういうふうに、生産者が自分のところの農産物の余剰野菜を何とかしてほしいとか思う意識があったら、できない。もちろんそうですよね。それから、利益を上げようと思っても、それで利益を上げるという意識も変えてもらいたい。

私が、今、学校給食センターに葉ネギだけ生産者をお願いして運ぶのをまだやっていますけれども、その生産者をお願いしているのは、子どもたちが食べるから安全な葉ネギで、それとネギは高騰しても安定価格で、本当に安い価格で提供していただけますかということをお願いして提供してもらっているんですけども、そういったことで、これで利益を得るといふうなことはやっぱり意識として変えていただきたい。

先ほども言いましたように、ジャガイモとかいろいろ規格があります。大きさの規格でも10品目ありましたし、いろいろな規格を考えますと、例えばジャガイモを出しますよと言っても、MならM、分ける作業が要るんです。給食センターだけでいいですよと、Mだけは出しますけど、あとの残ったものはセンターだけでいうと無駄なものということになるので、手間もかかるということも認識してもらわないと、これは続けられないというふうに思います。

だから生産者には、これから認識が必要なのは、子どもたちに安全な地元野菜を食べさせるんだという、そういう意識で参加してもらって組織づくりをしてもらわないと続かないかなというふうに思います。

いずれにしても、今後どのように取り組んでいかれようとしているのか、先ほど言いましたように根菜類だけにするのか、自給率をそれでも上げようとするのか、それはこれからの検討課題だというふうに思いますけれども、私が平成15年に初めて議員にならせていただいたときに、初めて質問したのがやはり給食センターについて、地元の食育についてでした。その後、何度か質問させていただいて、当時の理事者から公立の保育所についても取り組んでみてはどうかということで、私たちのグループでそういうことも取り組ませていただいた経緯がありますけれども、別に私は数字にこだわって自給率を絶対上げないといけないということはないと思います。ただ、そのときにも私は言わせていただいたと思いますけれども、葛城市の環境は遊休田もたくさんあって、子どもたちに地元の安全な野菜を食べさせられるという恵まれた環境にあるわけです。大阪市内でこういうことに取り組みたいと思ってもそれは物理的に無理ですから、そういうことを考えると、この恵まれた条件を生かして取り組んでいただきたい。これから検討されるわけですよね。ですからこれは、4,100食分全部でなくてもいいと思うんです。できたら一部でも、そこから始めていただいてもいいですけども、何か新しい取り組み、これをぜひ具体的に進めていただきたいというふうに思います。また、結果が出ましたら報告いただきたいと思いますので、これはこのぐらいに

しておきます。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。大字脇田と林堂のごみ問題についてです。

今、全国的に話題となっておりますごみ屋敷、葛城市も例外ではなく、大字脇田に立派な家屋が隠れてしまうほどのごみの山に覆われた家があります。

私は今あえてごみ屋敷と言わせていただきましたけれども、この家の所有者はリサイクルを業として、私たちがごみとしているものを有価物と称してため込んでいる、これが問題となっております。

また、この家は昨年6月議会でも一般質問させていただきました大字林堂にありますごみ問題の業者の自宅であるということです。ということで、このごみに覆われた家の問題は、大字林堂のごみ問題と同時に考える必要があります。

では、どれぐらいのごみなのかというと、写真を用意しましたがけれども、こういった感じですか。上が脇田の自宅、下が林堂の業としている作業場になります。この家の方もそうなんですけれども、その家の西側、道路を占拠しているトラックにも、ごみが山積みになってこれ以上乗せられない。林堂の方もそうなんですけれども、ではこれから、また持って帰ったごみをどうするか。また、同じようにトラックに乗せてそのままされるのかなというふうに、私は思っております。

これは、昨年の6月の一般質問で林堂のごみ問題のときも言いましたけれども、やっぱりつけ火、それから自然発火、林堂の方は平成22年の夏に火災があって、やはりそのことが心配ですし、虫が発生したり、環境に悪化を及ぼしています。林堂は隣に田畑がありまして、その方が油が流れてくるなど作物にも影響があるということで、苦情が出ています。

これまでも環境課が県とともに何度も所有者に指導を行っていただいていますけれども、これはなかなか前へ進まないということです。

それで、今、これまでのことですがけれども、経緯を簡単に説明していただきたいと思います。

**下村議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。ただいま吉村議員のご質問でございます。

まず、ごみ屋敷とは、ごみが野積みの状態で放置されたごみ集積場でない建物もしくは土地のことございまして、居住者がみずから出すごみはもとより、近隣のごみ集積場からごみを運び込んだり、リサイクル業を営んでいるとしてごみをためこんだりするものでございます。悪臭やネズミ、害虫の発生等により、近隣の住民に被害が及ぶほか、ぼやや放火などの犯罪に遭いやすいことから、近年社会問題として取り上げられております。

一般にごみとされるものにつきましても、法的には所有権が存在しており、第三者から見て明らかにごみが堆積していても、本人がごみではないと主張した場合、近隣住民や行政が介入し強制的に排除することは困難でございます。

ご質問の脇田の屋敷につきましては、リサイクル業者の自宅であり、林堂の土地につきましても同一人の所有地でございます。双方ともにリサイクル物品が敷地に山積みされております。



林堂の土地につきましては、平成21年1月に用地を取得され、リサイクル物品を置き始められ、翌年の平成22年9月には現場で火災が発生いたしまして、県の景観環境保全センターと市が指導を始めました。翌月の10月からは、高田警察も合同で指導に当たることにいたしました。その後、県庁廃棄物対策課、県景観環境保全センターと市が、再三の指導を行っております。

本人さんは、収集物品を持って帰って、それをリサイクルされるために置いておられるんですけども、そのリサイクルの仕分けがそれ以上に追いつかないというところで、どんどんたまっていった状況でございます。

今も申しましたように、再三再四の指導のもとなんですけれども、それが一向に改善されていないというところでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** 先ほどの写真でもわかるように、トラックに積まれている端でも段ボールが本当にきれいに結束バンドできっちりまとめられているんですね。だから、出す方はきれいに出不されていると思うんですよ。ところがそれを持って帰ってほんと置くから、持って帰ったときに段ボールは段ボール、私が言うのも何ですけど、段ボールは段ボール、鉄くずは鉄くずと分けたらそういうことはないと思うんですけども、こんなふうにやっているから收拾がつかなくなっているんだと思うんですね。一度、本当に林堂の方はきれいになったんですが、そのときにもちゃんとすればいいのに、また同じようなことになっています。

今、過去からの経緯を簡単に説明していただきましたけれども、では、現状、今現在、どういうことになっているのか、お答えいただきたいと思います。

**下村議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 昨年の6月議会でも質問していただきまして、その後、林堂の土地におきましては、昨年7月9日に地元役員立ち会いの上、県庁廃棄物対策課と市が本人を呼び出しまして、現場で指導の改善を行いました。その後、きょうに至るまで、先ほども申しましたように再三再四の指導を続けております。しかしながら改善には至らず、脇田の自宅前の道路部分までリサイクル物品が占拠をしているという現状でございます。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、今後の対策について改めてお伺いしたいと思います。どのようにされようとしているのか、お願いいたします。

**下村議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 道路占拠におきましては、道路管理者であります市におきまして指導いたします。また、リサイクル物品におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき県と連携し、また他法令も含めまして法的措置の執行を進めてまいりたいと考えております。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** そしたら、先ほどから言います道路占拠部分について、これも具体的に指導できると思う

んですけれども、その指導はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

**下村議長** 土谷都市整備部理事。

**土谷都市整備部理事** 都市整備部理事の土谷でございます。

ただいまの道路管理者としての対応についてのご質問でございますが、最近の状況としましては、4月、5月にかけてまして2度、現地の確認を行っているところでございます。

また、その中で撤去を指導する張り紙をその占拠物件の方に張らせていただいて、指導を行っている。また、それ以外にも現地で本人に会った際には、撤去について直接指導を行っているという状況でございます。

また、事務的には、道路法、道路交通法等関連法令で適用可能なものがないかというものを引き続き検討しておりまして、関係機関であります高田警察署とともに連携して、事態の改善を進めて、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** お答えありがとうございます。

指導を行っているという、私も何度か所有者に会いました。いつもよい回答、「はい、わかりました」とよい回答なんですけれども、それが行動に結びつかない。これの繰り返しで、大字も大変迷惑になっているところなんですけれども、部長の答弁にもありましたけれども、法的措置というものをそろそろ講じてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、そこでお伺いしますが、この所有者の業、リサイクルの業に関して、資格というか免許が必要だというふうに思うんですけれども、これにはどういう免許が要るのか。

それと、私は林堂のところで見たんですけれども、大阪市公認のシールが張ったトラックに出会ったことがありますけれども、大阪市の収集運搬業も許可をされているのか、その点も含めてお答えいただきたいと思います。

**下村議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 中古物品を扱う古物商の法律といたしまして、古物営業法がございます。県の公安委員会の許可が必要でございます。県警と連携し、法に抵触するならば、法的措置を協議いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、都道府県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要でございます。県と連携し、法的に抵触するならば、法的措置を協議いたします。

また、ご質問の大阪市の収集運搬の許可でございます。大阪市の環境局に確認いたしますと、当該業者は平成26年度、平成27年度の2カ年の一般廃棄物収集運搬業許可を大阪市内で受けております。したがって、大阪市の廃棄物を収集運搬していると思われま。

**下村議長** 吉村君。

**吉村議員** その許可があるということなんですけれども、大阪市のゴミを奈良県に持ち込むことは、これは違法ではないのでしょうか。

**下村議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 収集された市町村から出すことは、違法と思われま。

下村議長 吉村君。

吉村議員 では、その部分から大阪市と協議していただいて、免許を剥奪というか、そういうことになると思うんですけども、取り消しを求める、そういうことができないのか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 大阪市からの廃棄物が本市に搬入されている事実を調査し、確認でき次第、県庁廃棄物対策課と市が連携いたしまして、大阪市環境局協力のもと、法的措置を協議いたしたいと思います。

以上でございます。

下村議長 吉村君。

吉村議員 先ほどの免許2件の分も、県と協議して法に触れるならということもありましたので、早急に措置していただくことをこの場でお約束していただきたいんですけども、その分だけ、返答をお願いしておきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 今も申しましたように、県と連携いたしまして、大阪市とも協力のもと、早急に法的な措置を協議し、執行していきたいと思います。

以上でございます。

下村議長 吉村君。

吉村議員 ぜひ具体的な措置で、改善できますことを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

下村議長 以上で、吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。2点ございます。1点目は農業の新たな担い手と専業農家への支援につきまして、2点目は学校給食における地元農産物の利用促進について、質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。

下村議長 増田君。

増田議員 それでは、質問に入らせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、本市には古くから特産品と言える農産物がたくさんございます。ニ輪ギクを初めとする花卉類、これにはスイセン、ギガンジウム、ダリア、チューリップ、いずれにいたしましても県下ではほとんど葛城市でしか栽培をされておられません。また、菊におきましては、年間を通じて長期出荷、それと多様なニーズに対応するために、全国的には珍しい200を超える品種が栽培をされております。このことは、「現代農業」という雑誌にも掲載をされておりました。また、ナスにおきましても、高齢化で生産者が減少する県下の

状況の中で、本市におきましては新たな生産者も若干生まれておるといふふうに伺っております。さらに、ネギにおきましては、各栽培農家が雇用、それと機械の大型化、こういうことをされながら、規模の拡大をされております。そのほか、高い技術を求められる水耕栽培、これによります半白キュウリ、それからサラダ菜、ピーマン、いずれをとりましても県下トップクラスの農産物であるといふふうに言えます。また、大型稲作農家も多くおられ、遊休農地解消に寄与されておる、こういうふうな状況でございます。

しかしながら、ご存じのとおり、取り巻く環境は非常に厳しい。経費として挙げられる肥料、農薬、農業機械、このようなものの値上がり、また、収益である市場での販売価格の低迷、収益率は低下をし続けております。

さらに、T P P交渉が進むことで、状況はさらに厳しさを増しておるといふようなことが言えるかと思えます。このままでは、経営が続けられないといふふうな農家も出てきてございます。

そこで、お尋ねをいたします。本市の専門農家、またそれに準ずる認定農業者の状況、また新たに農業を始められた新規就農者、このような方々の状況について、お尋ねをいたします。

**下村議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

増田議員のご質問にお答えいたします。

専門農家数、認定農業者数及び新規就業農業者数の推移についてでございます。専門農家数の推移につきましては、農林業センサスのデータであります。平成12年は100戸、平成17年は116戸、平成22年は116戸で、平成12年と比較いたしまして16戸増加しております。

次に、認定農業者数であります。平成20年度は59人、平成26年度は54人となっております。内訳といたしましては、野菜農家が18人、酪農家が10人、養鶏農家が2人、花卉農家が18人、稲作農家が6人となっております。平成20年度と比較いたしまして5人減少しております。主に酪農家でございます。

次に、新規就農者であります。平成21年度から本年6月までの新規農業者は4人で、内訳といたしまして、菊農家が2人、イチゴ農家が2人となっております。

以上でございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** ただいまご答弁いただきました専門農家、新規就農者、それ以外にも新たなスタイルの農業形態というものが育っております。それは、農産物直売所という、身近な販売手法のブームといいますか人気によりまして、定年退職者、女性層、高齢者の方々が家庭菜園から進出して農業を始められております。平成28年オープン予定の道の駅においても、専門農家、新規就農者とともにこのような方々の活躍の場となることが期待をされております。

しかし、やはり地域農業を支え、産業として成り立つ経営ができる専門農家、新規就農者の方々が持続的に農業を営んでいけるような、そういうふうな後押しを行政としても行っていただきたいというふうに思います。

今、国では、このような方々への支援策が打ち出されているというふうに伺っておりますが、どのような内容か、お尋ねをいたします。

**下村議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 国における担い手に対する支援策についてでございます。平成23年10月に閣議決定されました、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画では、特に土地利用型農業は今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれるとしまして、集落の徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地では20ヘクタールから30ヘクタール、中山間地域では10ヘクタールから20ヘクタールの規模の形態が大半を占める農業構造を目指すことを基本方針とされました。

このことによりまして、力強い農業構造を実現していくためには、集落地域での話し合いによりまして地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体として、個人や法人、集落営農の確保や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくことが必要とされることにより、人・農地問題解決加速化支援事業が実施されました。

この事業によりまして、人・農地プランを作成された地域におきまして、地域の中心経営体といたしまして位置づけられた新規就農者や認定農業者の方々には、青年就農給付金が支給されたり、スーパーL資金が貸し付け当初5年間無利子になったりしております。また、経営体育成支援事業といたしまして、農業用機械等の導入支援を受けることもできるようになっております。

以上でございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** 今、聞かせていただきますと、非常に、以前の支援策から見ると大きな変わりようがございます。農政が迷走していると言わんばかりの状況です。農家にとっては非常に戸惑いがございます。

一番変わっておるといところは、以前は各農家はその経営において一定の条件を満たせば、農家が、個人が一定の条件を満たせば、支援対象というふうになりました。今は、今後の地域の農業の問題解決に向けたプラン、今、ご説明がございました。ここにも資料が、人と農地の問題解決に向けてと、こういうタイトルで地域をどうするんだということをまず考えろと、地域で立てることから始まるんだと、こういうふうになっております。

そこには、なかなか前に進まない、また本市の実態に合わない、そういうふうな、先ほどの20ヘクタール、30ヘクタールの規模でしかあかんとか、そういう実情に合わないプランを立てざるを得ない、こういうふうな実情プランの仕組みになっておるといのが、今の制度であるということです。そして、そのプランに参加をする農家の方には、ちゃんとご褒美といたしますか、支援を用意しますよということですね、今の説明では。農業機械の導入、それから資金、新規就農者への給付金の助成ということです。

皆さん方もご承知かと思えますけれども、この新規就農者への給付金というのは、年間150万円、5年間、750万円、こういう大きな支援が新規就農者に給付金として助成される。機械の導入におきましては10分の3、融資残、ちょっとわかりにくいですが、借りた金

の残りの3分の1、10分の3を助成する、こういうふうな、非常に有利な支援策が盛り込まれておる。従来は、このプランを立てなくてもこういう支援というものがあったはずなんですけど、これをやらないとそれに手が届かない、こういうことになってしまっています。逆に言うと、そういうプランの立っていない地域の農家にはこのような支援が受けられないということでございます。

それであるならば、今後、農業を振興しようという、そういう地域を選んで、国がいうプランを立てるよう進めていく必要があるのかなというふうに思うのですが、いかがでございますか。

**下村議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 農業を振興する地域を選んで、その地域におきまして人・農地プランを立てる必要があるのではないかとご質問でございますが、現在、本市におきましては、プランの作成状況につきましては、農業の盛んな大畑地区、山田地区2地区において人・農地プランを作成済みでございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** 今、2地区というふうにお伺いをしました。意地悪でもございませぬけれども、県下の取り組み状況について、県の方にしてまいりました。

127という状況でございます。葛城市、先ほどありました2地区でございます。

一方、計画には、県下で244の計画をしておるといふふうに調査されております。

葛城市におきましても、県に提出された計画では14というふうな地域数になっております。今後、14のうちの2つが終わっておりますけれども、残りの12、この地域をどのような考え方、進め方をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

**下村議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 市内におきましては、ネギなど軟弱野菜やナスビ、菊等栽培されております農業の盛んな地区12地区を選定いたしまして、順次地区と協議いたしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** この資料とかいろいろと私もお聞きをさせていただいて調べたんですけども、ここでいう地域とは、一般的な大字単位ではなしに、限らないというふうになっております。例えば、現在、非常に活発に活動をされております葛城山麓地域の7カ大字、これを1つのエリアとして、そのエリアをどういうふうな形で進めていくのかというの、1つの方法かなというふうに思います。

先ほどございましたように、野菜地帯、笛堂を中心に非常に活発にされておる。先ほど申し上げましたように、笛堂地域におきましては、非常に機械の大型化がされております。機械の更新も非常に多額の費用をかけて投資をされておるといふ状況でございます。そういう地域におきましては、先ほど申し上げましたような機械の導入に当たっての支援というものが、非常に求められておるといふふうな地域でございます。

また、土地利用型作物、水稻栽培地帯につきましても、非常に機械化が進んでおりますけれども、機械の投資が経営を圧迫しておると、そういうふうな状況も含めまして、そういう土地利用型作物地帯、水田地帯をどのように進めていくのかというふうなことも必要であるのかなというふうにも考えます。

そういうことで、そういう地域を選んでいただいて、余り大字に捉われずに作物、地域、エリアを選択していただいて、早急に、14の目標ということではなしに、支援の必要な地域にプランを立てていくということが必要であるのかなと、こういうふうにも思います。

このプラン、すなわちここにも出ております人・農地プラン、こういうふうなタイトルをつけておりますけれども、実務面のサポートに当たるのは、非常に申しわけございませんけれども、この資料にも書いております。市町村の農政担当者職員というふうには、非常に責務がございます。恐らくこのような制度になっていることも、なかなか農家自体も知っておられない。また、そういう制度を周知される機会もなかなか今までなかったというふうな状況かというふうにも思います。しかし、現状の現場の体制におきましては、農政担当者の責務やというものの、非常に道の駅事業など多忙な状況であることは十分承知をしておりますが、地域農業の推進には地域の力、つまり市の力が必要でございます。協力が必要でございます。地産地消のこともあわせて、後ほど市長にこのことについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今後、地域の農業が活性化するためには、地域と農家、この両面についての支援が必要であります。この両面がうまく結びついていくことが、現在の国政では求められておるというふうな紹介といたしますか、事例でございます。

地域の重要な産業である農業について、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、次のテーマに移らせていただきます。

2点目の学校給食におけます地元農産物の利用促進について、お尋ねをいたします。

この質問は、先ほどの吉村議員と重複をしている内容が何カ所かございます。私がお聞きをしたかったところも若干ございましたけれども、その部分を省きまして、私の質問とさせていただきますというふうにも思います。

先ほどもございましたように、待望の新しい給食センターが9月から稼働いたします。保護者の皆さんも大きな期待を寄せていることと、こういうふうにも思いますが、中でもそこで使用される食材、これにつきましては安全性を第一に考えていただきたいと、こういうふうにも思います。

通常、農家の方が農産物を市場に出荷される場合、その場合は全てと義務づけではございませんけれども、栽培履歴書というものを提出されているというふうになってございます。ちなみに、栽培履歴書というものは、その農産物を栽培する際に使用された肥料、農薬などの使用の時期、それから量などが記載された書類でございます。これによって、農薬が適正に使用され、残留農薬の心配がないことが確認できるものと、こういうふうな書類でございますけれども、このことにつきましてご承知されておるか、お聞きをいたします。

下村議長 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。

ただいまの増田議員のご質問の、栽培履歴書についてでございます。栽培履歴書あるいは生産履歴書につきましては、記載内容といたしまして、定植日、肥料の種類、防除のための使用農薬の種類などを記載したものでございまして、消費者に安心して食べていただけるために安全を確保するものであると、一定の理解をしているところでございます。現在、本市の学校給食センターで使用している農産物につきましては、市場に出回っている産物を購入しておりますので、残留農薬等の安全は確保されていると考えているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。

市場に出荷されておるから安全であると、こういうふうなご答弁でございましたけれども、全てがこのような書類が提出されておるということには限らないというふうに、私は認識しております。あったとしても、市場、卸の段階では保存はされておりますけれども、消費者の方が購入される際には、このような安全性の証明については、ほとんど知られておらない、存在自体知らないというのが実情であるかというふうに思います。

今後、提案でございます、食材の仕入れ、これにおいて、安全性の証明できる書類の提出というふうなことを、条件として挙げられればいかがかなと思います。栽培履歴書の提出もしくは作成を義務づける。これによって、どなた様に対しても安全な食材を使った給食ですよということをお伝えする具体的な証明になる。

先ほど、吉村議員の方からもございました、地元産イコール新鮮は新鮮でございますけど、安全性というものの証明、証というものは、このような文書をもって保護者の皆さん方にもお伝えする大きな証であるというふうに思いますが、このことについて、部長のご答弁を求めます。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在におきましては、市場に流通しておる食材を購入しておりますので、書類の提出を条件としておらないのが現状でございます。

今後、地産地消の推進を図る上におきましても、生産組織等も当然必要となってまいりますので、そういうこともあわせまして、今後、食材の安全性につきましても周知の方法を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。

わかりやすくお伝えする、そういうことが必要かなというふうに思いますので、漠然とした安全性ではなしに、具体的にそういうふうなことで進めていただけたらというふうに思います。

次には、ちょっと本題から外れたんですけども、地元農産物の利用というところで、話



をさせていただきます。

ちょっと大層な話でございます。中国のお話をさせていただきます。

中国、約1,000年前の話でございます。仏教の教えの中に、身土不二という思想がございます。ご存じの方もおられるかと思いますが、意味につきましては、「身土」、要するに体と土は「不二」、ひとつである。二でない。身土不二、体と土はひとつ、こういう考え方でございます。人間が足で歩ける身近なところというふうに書いておりますけれども、距離にして4里、12キロ、その四方で育った農作物を食べて生活することがよいと、こういうふうな思想、考え方でございます。生物とその生息している土地や環境とは切っても切れない関係にあると、こういうふうに書かれております。

地産地消を進めるということは、地元で生産されている農産物という生きた教材の意義と、それから今申し上げました、身近なところでできたものを食べることによって、非常に体にいいとされる身土不二の考え方、この2つが地産地消の意義であると、こういうふうになりに解釈をしております。

そこで、現在使用されている食材について、先ほどご答弁がございましたけれども、私、聞いてメモをしていたんですけども、もう少し、もう一度繰り返して申しわけございませんけれども、お聞きをしたいんですけども。

量的な問題をお聞きしたいなと思います。量的にたくさん使用するベスト10が、どのぐらいの量が使用されておるのか。お尋ねさせていただきます。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** ただいまのご質問の、学校給食センターにおきます現在の野菜の量的な件でございます。

平成26年度におきます数量の多い上位10品目について、申し上げさせていただきます。まず、タマネギにつきましては1万2,909キロでございます。ジャガイモにつきましては1万661キロ、ニンジンにつきましては8,822キロ、キャベツにつきましては5,077キロ、白菜につきましては4,015キロ、大根では3,569キロ、キュウリでは2,964キロ、ゴボウで1,254キロ、葉ネギで842キロ、サツマイモで632キロでございます。

以上でございます。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** 以前も同じような質問をさせていただいた経緯がございますけれども、今、お話にありましたように、タマネギで13トン、面積にいたしまして10アール2トンであれば60アール、その辺の面積規模になるのかなと思いますけど、今ありましたように、利用率の高い、先ほどありました、ネギ100%市内産を使っていたというふうに聞きました。

地域ブランドということで、既に市内で多くの専業農家が栽培されている。市場でも高い評価を得ています。

しかし、タマネギ、ジャガイモ、大根、白菜、今ありましたですね、10トン近い需要のある作物につきましては、農家がそれなりの品質にいいものをつくったところで、市場に出しますと大きな産地の、ブランドと言われる産地に押されて、市場評価が非常に低い。例えて

言うと、ブランドの価格が100円とすると、私もしタマネギをつくって奈良市場に出しても、恐らく60円、70円、このぐらいの、3割から4割ぐらいの価格になってしまって、見合うような価格にならない、こういう市場の評価、仕組みになっております。そんなことで、タマネギ、ジャガイモをつくって市場に出す人、まとまった量をつくる人、それが存在しない。だから、集まらない、こういう理屈と申しますか理由なんです。

つくっても売れないからつくらない。これは簡単な理由で、つくらない。もし、学校給食、先ほど言いましたように、10アールを一遍つくってみませんか、タマネギを10アールつくって植えて収穫して、非常に手間暇かかりますよ。ただ、失礼な表現ですけども、そんなに難しくない。素人の私がつくっても、それなりタマネギはできます。それから、ジャガイモにつきましては、若干土を選んだり、非常に肌がいろいろな問題が出ますけれども、比較的農薬も少なくて済む、そういうふうな作物が、先ほどの吉村議員にご答弁いただいたように、市内の使用率が10%未満である。

私は、タマネギを100%にするというふうなことは、そんなに難しくない方法であると思っています。やり方次第です。ただ、タマネギを収穫の5月、6月に全て給食センターが持って来てくれというわけにはいきません。貯蔵とかいろいろと必要になってまいります。そんなこともいろいろと問題等がありますけれども、そういう、ふやせるものからふやしていただく。キュウリゼロ、キュウリについても、量的には先ほどあった3トン程度の量で、そんなに大量に要らないけれども、年間を通じて要ると、そういうふうなこともありますけれども、ゼロを10にするというふうなことも、そんなに難しくない品目であるかなど。主要な大量につくる、低い物から順に手がけ、ふやしていただくことをご提案申し上げたいなと思います。

私は以前に、タマネギを一次加工してくれる業者とのお話をしたことがございます。先ほどございました、タマネギはL寸の秀ですよと、規格と品質が必要ですよと、こういうふうにご答弁されましたけれども、その淡路の加工業者は、とりあえず収穫してコンテナで掘ったタマネギを持って来てくださいます。そこで、小さくても大きくてもどんな規格でも結構でございますのでペースト状に、料理がお得意な方はよく知っておられると思いますけれども、タマネギというのは、おいしいカレーのつくり方は、30分タマネギをペースト状に煮炊きするんだと、こういう使い方をするタマネギの利用方法が多いというふうに伺いました。その手間の部分をその業者が全部やって、レトルトで加工して戻してあげるよと、地元産のタマネギを加工処理しますよと、こういうふうな企業もございました。

こういう、給食センターで非常に手間のかかる部分を、一次加工を外部委託することによって、地元のタマネギを加工、保存すると、こういうふうな方法もあるというふうに伺っております。こんなことも含めながら、地元利用、栽培も含めた拡大に努めていただきたいなというふうに思います。

ただ、先ほどもございました、こういう利用拡大をするときに、問題となるというふうには先ほどご答弁ございました。これ、どのような組織か、私はよく知らないんですけども、奈良の学校給食を考える会、こういう団体が、ネットの方で地元農産物の使用に関するアンケートというふうなことをされて掲載をされておりました。奈良県内のことですので、そこ

では、先ほどご答弁がございましたように、量の確保がしにくい、それから規格がそろわない。先ほどご答弁でおっしゃったそのとおりです。価格が合わない。窓口がない。こういったような問題点が、給食関係者のアンケートの半分以上の方が、こういう問題を抱えておると、こういうふうに言われております。先ほど報告のあった本市の状態と、県下どこも同じような悩みを抱えておって進まない、こういう実態かと思えます。

先日、私は、近隣の市町村といいですか、農業者団体の関係者の方にも、このような取り組み状況についてお尋ねをしてみました。また、これは学校給食への地場農産物の利用拡大に向けて、取り組み事例から学ぶという、これは吉村部長は教育委員会所属でございますけれども、農林水産省から出ています。農林水産省生産局技術普及課。要するに農林部局が地場産業の拡大に向けていろいろと、どうしたらふえるんだということを考えております。教育現場でなしに。だから、私が言いたいのは、横串を刺さないで、そういうことが進みにくいのかなと。このことだけについて、約30ページほどで、先ほど抱えておる問題そのまま、同じことをここで提案、提起しておられます。話し合いの場をつくらなあかんとか、状況やニーズを調査するとか、そういうふうな問題。それに対する優良事例。うまくいった事例の紹介も、非常に、私、なるほどなど、参考になるような資料でございました。

ここに、奈良県の食育基本計画の中では、地元産30%という目標値を上げておるというふうに伺いましたけれども、現在、奈良県圏域では、20%弱というふうな状況である。地場産といっても、これは県域でいいよと、こういうふうなこともカウントの中に入っておるといふふうに伺っていますけれども、それはまた後からお話しをしますけど。

こういう資料の中にも、いろいろと参考になるようなことが、農水の方で調べられたり進められたりしておるといふことで、私は教育委員会、農家、こういう関係でこのことを議論するのではなく、もっと幅広い立場の方々との話し合いの場というものを、場づくりから進められることが重要であるのかなと、こういう資料で知ることができました。

先ほど言いました、近隣の市町村が取り組まれている事例でございますけれども、JAがその中間的な役割を担って成功をされております。中間的な役割と申すのは、組織が持つておる農業者に対する品目の取りまとめ、つまり生産者の組織、グループを持つておるところ、それを利用している。それから、必要に応じた新たな生産体制をつくる。新たに農家を集めてこんなものをつくってくれませんか、市から預かったタマネギ10トン欲しいという者に対する生産者を募る、こういうふうな業務をしたり、それから、農家が出す荷物を集めて給食センターに納品する業務、それから、お金のやり取り、精算業務、そういうふうなことをやっておるといふふうに聞きました。

しかし、必ずしも現場はウエルカムではなしに、非常に多くの労力がかかるという、少し悩みのお話も聞かせていただきました。奈良県農協の本店、大森町の担当役員につきまして、このことについてどうなんですかと聞きますと、立場上、奈良県農協ですので、奈良県の農産物を県内の給食センターにと、こういう考え方であると、こういうことでございました。

私はやはり、地域、地元は県域ではなく少なくとも葛城市においてどのように取り組むかということが必要であるのかなと思えます。葛城市の農業は葛城市が守り育てていくという

思いを関係者が持つべきであるというふうに思います。このことが、地域経済の活性化にもつながるというふうに信じております。

市内の恵まれた農地をフルに活用して、さきに紹介のあった国レベルの本市の状況にそぐわない農地管理機構とは別に、葛城市版の農家と農地の活用プラン、そのようなものも作成していただいて、私の出身でもございますJAの新庄経済センター、ここでもいろいろとそのことについてお聞きをさせていただきました。遊休農地利用について、それから新規就農者のこと、学校給食のこと、いろいろとご協力をお願いもしてまいりました。いずれにしても、このような取り組みは、先ほどから言っております関係者が一体となる。農林部局、教育委員会、生産者もしくは生産者団体、十分な話し合いの中で、どうしていくべきかというものを進めていく必要があるのかなと思います。

また、給食センターにおきましても、保護者の皆さんに通知された新しい給食センターのお知らせという文書の中にも、地産地消を進めていくというふうに明言されております。葛城市で育ち、生まれて、子どもたちが葛城市の土と水から生まれてきた農産物を食べ、心身ともに健康に成長する社会をつくっていただきたい。そのためにも、葛城市の農地と農業者の新たな生産基盤づくりを、市長にご提案したいというふうに思います。地産地消とあわせてご答弁よろしく願いいたします。

**下村議長** 山下市長。

**山下市長** 増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

非常に農業に対して多岐にわたってのご質問であろうかというふうに思います。また、一般質問、2人連続で給食センターについてのご質問でございます。

吉村議員のところで答弁をする機会がなかったので、ちょっとこれは失礼なのかなと思いますけれども、私は学校給食においても地産地消を進めていくというものは、やはり農業の業として成り立つようにしていかなければならない。だから、学校給食だからもうけたらいかんということは、これはやっぱり違う。教育委員会としてはできるだけ金額を抑えていきたいとは思いますが、その間の部分をどうしていくのかということをお我々としては考えていかなければならない、1つの大きな課題だろうというふうに思っております。

もともと、市長に就任をさせていただいて以降、年々高齢化になってくる農業者、後継者不足、耕作放棄地がふえていく状況の中で、これを、今、手を打っておかなければならないという状況の中で、農業団体や従事者、また消費者等にヒアリングをさせていただいて、状況をお聞かせいただきました。当時、葛城市内に耕作放棄地は14ヘクタールほどあったというふうに思いますけど、今現在は11ヘクタール、3ヘクタールほど減っております。それは、農業委員会の皆さんが、その空いている農地に対して飼料米を植えつけていただいたり、綿を植えつけていただいたり、また寺口や梅室等で桑の木を植えつけていただいて、新たな取り組みをしていただいたり、ソバを植えていただいたり、さまざまな形で耕作放棄地の解消に向けて努力をさせていただいている結果であろうというふうに思っております。

農業の行く先を考える視点と、今回の学校給食への視点と、2つの視点を持ちながらお話をさせていただきたいと思います。

まず、学校給食におきましては地産地消、子どもたちに安全でおいしい地元産の食材ですくすくと成長してもらいたいという思いから、この取り組みに入らせていただいているとか、それを頑張っていきたいというふうに思っております。新しい学校給食センターができ上がりました。そして、この9月から操業させていただくというわけでございますので、しっかりとおいしく安全なものを提供できるように努力をしてみたい。

今から8年前に私も議員でございましたけれども、そのときに、高知県に議会での視察に参りました。そのときに、高知県は県を上げて地産地消というものに取り組み始める。高知県というのは農業県でございまして、他の都道府県に出荷をされる量が大変に多かった。しかしながら、頭打ちになったときに、当時就任されていた知事が、まず自分達が食べておいしいと思うものをうちで消費をし、それを近隣や遠くのところまでおいしい野菜を届けるんだということで、地産地消というものを提唱されて進めておられるという姿を見て、感銘を受けました。やはり、葛城市でとれたもの、それを農家が業として成り立つようにしていく、その方法も考えていかなければならない、その1つの帰結点としてというか、通過点として道の駅というものも考えさせていただいたわけでございます。出口を確保していく、その中でおいしい物を近隣の住民はもとより遠くから来ていただいた方々にも買っていただける場所を提供していくという形の中で、みんなの意見の集約として考えさせていただいたのが、道の駅であろうと思います。

さて、そこに、給食センターや道の駅に、どうやって農家の方々に物産を、産品を提供してもらえるのかということも、これも考えていかなければならない。葛城市の農家の平均の農地保有面積というのは大体3反から4反程度です。国の示される方針からいうと、50分の1から60分の1ぐらいしか農地を持っておりませんから、本当に、20ヘクタールとか30ヘクタールといったら、見渡す限りその保有地ぐらいにならないと、国が示す方針の20ヘクタール、30ヘクタールというのにはなっていないんですけれども、この中でどうやってそれを集約化していくのかということは、現在の葛城市の中ではほぼ不可能に近いというふうに思います。どうやってそれを集積化していくのかとか、長い道のりがあるかというふうに思いますけれども、増田議員がJAの方々と話し合っておられるように、農協や葛城市が協同して、例えば公社のようなものをつくらせていただいて、農家の方々は先祖代々受け継いできたその農地を、どこの誰かわからない人に貸すとか、とられるのと違うかとかとしたりもしますから、直接貸し借りするというのは非常に怖がられますし、いやがられます。ですから、農協や市と一緒に公社のようなものをつくらせていただいて、そこが、例えばの案ですけれども、農家の方々が高齢化して作り手がないという方々の農地をお受けさせていただいて、そしてそれを、責任を持って借りたいという方々にお貸しをしていくというようなシステムが存在をしていけば、その一翼を担うことができるのではないかなというふうにも思ったりもいたします。

いずれにしろ、給食センターにもものを出す、また、道の駅にもものを出すというのは、計画的に作付けをして時期等をずらして、また産品を決めながら農産物を決めながらやっていかなければならない、集団的にご相談に乗れるような機構も含めて、これからたちまち構築

をしていかなければならないというふうに思っておりますので、JAに長いこといらっしやった増田議員を初め、皆さん方のお知恵を拝借しながら進めて行けるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**下村議長** 増田君。

**増田議員** 市長、ありがとうございます。

できるだけ早い時期に、先ほどご答弁いただきました公社的な組織の確立をお願いいたしたいと思います。

学校給食におきましては、地元農産物をより多く使用するという事は、先ほどのお話にもございました。新鮮で安全、これは当然間違いのないことではございますけれども、食に関する指導、生きた教材として、地域の農業、自然、文化、産業、こういったものに関する理解、要するに食育に対する感謝の念をはぐくむことにつながるというふうにも思います。引き続き利用率の向上に向けて、取り組んでいただきたい。よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

また、先ほどお願いをいたしました、経営安定のできる農家支援につきましても、あわせてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**下村議長** 以上で、増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 1時30分

**赤井副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

**川村議員** 皆さん、こんにちは。お昼からもどうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問内容は、子育てしやすい葛城市を目指して、葛城市子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

これよりは質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** それでは、質問に移らせていただきます。

我が国において、今、少子化人口減少の問題が大きな注目を集めています。日本の経済、そして地域社会に大きな影響を与えるもので、その要因の1つとなっている出生率の低さ、奈良県全体における合計特殊出生率。合計特殊出生率といいますのは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数、すなわち、1人の女性が生涯に産む子どもの数を推定する指標であります。その数は1.27人と、全国で3番目の低さであると、奈良県の数字でございますが、先日、6月8日の新聞の1面にございました。ちなみに、葛城市の合計特殊出生

率は1.42人であります。

厚生労働省は、1人でも多くの子どもを産み育ててほしいと願う中、このままだと人口減少の流れはさらに加速するという見方をしています。

出産や子育ての情報提供に取り組む一般財団法人more Baby、もう1人赤ちゃんをという応援団、理事長は森雅子前少子化担当大臣でございますが、この結婚14年以下の男女計3,000人に実施した調査で、2人目以降の出産をためらう第2子の壁というのがあるのが、その回答が75%に上回ったと、6月16日の報告にございました。経済的な理由のほか、第1子の子育ての影響、仕事上の理由を挙げた人が多うございました。

葛城市における統計データは、総人口推移は増加傾向にあります。世帯数も年々増加傾向、しかし、1世帯当たりの人員数は年々減少傾向、また、母子世帯については増加傾向、女性の就業率は全国的に低いという状況にあります。

政府は、このたび、平成27年度版男女共同参画白書、6月19日に閣議決定した内容は次のようなものでした。

性別による役割分担の意識が強い都道府県では、男性は長時間労働の割合が高く、働く女性が少ない傾向があるとの調査結果を盛り込み、役割意識が最も高いのは奈良県、低いのは富山県でした。女性の有業率が北陸地方で高く、男性の長時間労働が多い地域では女性の有業率が低いといった傾向がある。さらに、女性がその希望に応じた就業を実現できるようにするためには、同時に男性の家事や育児への参画意識を高め、男性の長時間労働の是正を図ることが重要と考えられるとまとめています。

また、女性活躍意識調査によりますと、1人以上の子どもを欲しいと思っている人は9割以上、一方で理想の子どもの数が1人以上である人のうち、現実の子ども数が理想を下回る割合は全都道府県で62.3%となっています。理想の子ども数を実現するために必要、また必要だったことが何かというふうに見ると、男女とも費用負担の面を挙げている人が最多であります。それ以外でも、男性は、配偶者が育児と両立可能な仕事についていることや、配偶者が子どもを産むことに同意することなど、また、女性側の事情を上げている人が比較的多うございました。それに対して、女性は、配偶者が家事や子育てを分担することや、自分自身が育児と両立可能な仕事についていること、そして地域の子育て環境が充実していることなどを、男性よりも多く挙げています。白書は個人の意識が男性の長時間労働に影響しているのではないかと、また、女性が希望に応じた就業を実現できるよう、男性の家事や育児への参加意識を高め、男性の長時間労働を是正することも重要だと指摘しています。

全国的には、待機児童や子育てと仕事を両立できる環境の整備が十分でないといった問題、そういった状況を前にして、子どもを多く持ちたいという希望がかなえられないという現状なのです。

また、せっかく、この世に生を受けて大切に育てていくにもかかわらず、1人親家庭と子どもの貧困等を関連づけて論じられるようにもなりました。

安心して子どもを産み育てていける葛城市を目指して、山下市長はどこよりも早く、ハード面では教育や保育施設の整備や耐震改修、またソフト面では中学校までの医療費を無料に

するなど、ほかにもスポーツや音楽、芸術など多方面に、子どもたちは夢と希望を持たせる環境を整備して来られました。このことは大いに評価するところでございますが、今年4月からスタートしました子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度ができて、それを受け、葛城市におきましても平成27年度から平成31年までの5年間、葛城市子ども・子育て支援事業計画を作成されました。葛城市の児童人口の推計を見ますと、平成31年までは就学前児童が2,200人前後で推移、小学生の児童については2,300人から2,400人前後で推移となっています。これから先、葛城に抱かれ、親も子ども笑顔で育つまちづくりを基本の理念として、新たな子ども・子育て新制度に移行していくとされています。

すむなら葛城市、次に、子育てするなら葛城市と言えるためにも、さらに充実した市民ニーズに沿った施策を積極的に打ち出していただいて、子育て支援の取り組みを強化していただきたいと思うわけでございます。

そこで、子育てに関しては非常に幅広い取り組みがございますが、その内容については特に絞り込んでお伺いをしたいと思います。

まず、この計画作成のためにニーズ調査をされました。その結果について、お聞かせいただきたいと思っております。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

川村議員の質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査を、平成25年10月に実施いたしました。その調査結果につきましては、子育てに関する日ごろの悩みとしては、病気や発育、発達に関すること、子どもをしかりすぎているような気がする、子どもの教育に関すること、友達づきあい（いじめを含む）に関すること。子育て環境に対する要望としては、待機児童を解消してほしい、市内の公立幼稚園を3年保育に統一してほしい、学童保育の時間延長、開始時間を早くしてほしい、公園の充実、安全面、衛生面等の確保をしてほしい、ボール遊びやのびのびできる広場が欲しい、道路・歩道の整備をしてほしい、送迎や買い物、家事代行などの日常生活を支援してくれるサービスが欲しい、病児・病後児保育施設サービスを充実させてほしい、公立幼稚園の預かり保育を実施してほしい、習い事を安く提供してほしい、習い事の支援をしてほしい、乳幼児医療の期間を延ばしてほしい、医療費の一時負担をなくしてほしい、予防接種の補助・無料化を進めてほしい、幼稚園・保育園の保育料を見直ししてほしい、発達障がい等の子どもへの支援・療育を充実させてほしい、学童保育を6年生まで利用できるようにしてほしい、地域住民とのかかわりが持てるような環境にしてほしいとなっております。

以上です。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** ただいまニーズ調査、パブリックコメントの結果を受けて、今の子育ての環境に対する要望が数多く寄せられました。この現状と課題を踏まえ、計画を策定されたわけですが、これまでと、この新制度によった、移行した点について、お聞かせください。



**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 新制度の移行状況についてですが、ニーズ調査の結果を受け、今年度より新規事業として、病児保育事業を大和高田市と利用協定を締結し、土庫こども診療所、病児保育園「ぞうさんのおうち」が、この6月より利用可能となっております。また、学童保育につきましても、6年生まで受入れ対象となり、現在、5、6年生で約40人が利用しております。

また、障がいを持つ子どもへの支援として、放課後等デイサービス事業を「ゆうあいステーション」で実施しております。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。

これまでの子育てに対する体制から新制度に変わりました。今、山岡部長がご答弁いただいた点、本当に一部の改善をされました、変更された点につきましては、放課後支援として学童保育が6年生まで受け入れられたということで、人数がふえました。それと、この間も土庫の病児保育の保育事業につきましても、一度、見学会というような形で案内もありましたけれども、病児・病後児の保育事業についても1つ進んだ段階になったのかなと思います。

そして、今、「ゆうあいステーション」で障がいを持つ子どもたちの支援、そういった改善も進めて、今のニーズ調査にもありました点もきっちりと応えていただいているのかなと思います。

そこで、今回の計画の中で、基本目標として5つ挙げてあるんですが、1つ目の子育て支援を支える環境づくりとして、保育サービスの充実、ここは非常に重要な部分になるわけですが、多様な保育サービスの提供をするということを挙げています。通常保育事業や、延長保育事業、それから一時預かり事業、病児・病後児保育事業、それから産休・育休明けの保育の円滑な利用の促進、放課後児童健全育成事業、学童保育ですね、それから子育て短期支援事業、地域型保育事業の整備といった事業があるわけなんです、それぞれこういった保育サービスの提供があるわけですが、そういった方々が利用する、負担する保育料金について、お伺いしたいと思います。また、それは他市と比較してどうなのかということもお聞かせいただけますでしょうか。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** ただいまの質問でございますが、保育サービス事業の内容と利用料についてお答えします。

まず、通常保育事業であります、保護者の就労等の理由により、保育を必要とするゼロ歳から就学前の子ども5歳児を対象として、共働き家庭の増加を踏まえながら、継続して実施しております。保育料につきましては、国の基準をもとに、標準時間、短時間認定に分けて、それぞれの回数で1,000円の差をつけて設定しております。

次に、延長保育事業であります、就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に対応するため、通常保育時間を延長して実施しております。延長保育料につきましては、短時間認定の方も利用時間を超える場合には負担が必要になったため、標準時間を越えての料金と同額の月額1,000円と定めております。

近隣の状況といたしましては、1回当たりで決められているところもありますが、ほぼ葛城市と同額ぐらいになっております。

次に、一時預かり事業ですが、冠婚葬祭や保護者の入院、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする未就園児の保育を行います。市内では、華表保育園と磐城第二保育所の2カ所で実施いたしており、継続してサービス提供の円滑化に努めております。利用料は3歳未満児が4時間未満で1,800円、4時間以上で3,600円、3歳児以上につきましては4時間未満が900円、4時間以上が1,800円となっております。

次に、病児保育事業ですが、病児、病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、専用施設において看護師、保育士等が一時的に保育する事業です。今年6月1日に大和高田市と利用協定を結び、土庫病院内の病児保育所「ぞうさんのおうち」が、大和高田市民と同じ料金で利用できるようになりました。

次に、子育て短期支援事業ですが、保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育、保育を行います。市内には事業所がないため、県内の児童養護施設と利用契約を結んでおります。

次に、放課後児童健全育成事業、学童保育ですが、保護者の就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業で、各小学校区に設置し、児童館や専用施設や学校の空き教室を活用して実施しています。保育料は1人一月2,000円です。

次に、地域型保育事業の整備についてですが、現在のところ要望等はございません。

産休・育休明けの保育の円滑な利用の促進につきましても、円滑な利用の確保に努めてまいります。

保育サービスの利用料についてでございますが、全体として他市と比較して高い分もあれば安い分もあると思われませんが、市によって内容や実施場所等の違いもあるためではないかと思っております。近隣の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** 詳しい説明をありがとうございました。

今、聞かせていただいたことを参考に進めてまいりたいと思いますが、本当に高いものもあれば本当にすごくサービスしている保育料だなと思うようなところで、少しでこぼこがあるのではないかなというふうに思うわけでございますが、今回、新制度の主なポイントは、保育の基本目標をベースに保育の量的な拡大、確保、それから地域子ども・子育て支援など、市町村は保護者が地域の教育、保育、子育て支援事業などを円滑に利用できるように情報提供、助言を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブの充実、その充実というのは、利用意向も反映した開所時間延長とかそういったことの対応などを市町村が行う事業を地域子ども・子育て支援事業として法律上位置づけて、財政支援を強化してこ

の拡充を図るといふふうにはしています。

この流れの中、今年4月から一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブの充実、この3点に絞って、どれぐらいこの事業について着目していただいているのかというのを確認してまいりたいと思います。

まず、一時預かり事業でございますが、家庭において保育を受けることが一時的に、本当に困難になった乳幼児、また幼稚園在園児以外の一時的に預かる事業については、公立保育所の1カ所と私立保育園の1カ所で実施されていると聞かせていただきました。

また、幼稚園在園児を対象にした一時預かりについては、平成27年度からは従来の事業として実施して、平成28年度以降は公立幼稚園の一時預かり事業として実施するというふうに予定されていると思いますが、この、特に乳幼児の一時預かりについて、またファミリーサポートセンターの事業について、このあたりの利用状況というのをご説明いただきたいのですが。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業についてですが、まず一時預かり事業は、平成26年度の実績で華表保育園で延べ381人、磐城第二保育所で延べ45人が利用されております。

次に、ファミリーサポートセンター事業の内容については、子育ての助けを希望する人、利用会員、子育てのお手伝いを希望する人、援助会員がそれぞれ会員となり、お互いの合意によりまして助け合っていく組織で、連絡調整を行っております。

利用の内容といたしましては、育児補助、通院時の子どもを連れて出かけるにいくときの子どもの預かり、学校の放課後の預かり、保育所・幼稚園の送迎等がございます。

葛城市では、この事業は平成21年度から実施いたしております。利用料金は、通常1時間600円です。

平成26年度の会員数は279人で、うち利用会員が200人、援助会員は50人、両方会員は29人です。また、利用実績といたしましては、平成21年度では利用者26人、延べ154件、平成22年度は79人、延べ330件、平成23年度は96人、延べ338件、平成24年度では86人、延べ189件、平成25年度は90人、延べ204件、平成26年度は38人、延べ94件となっております。

以上です。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** 今注目されている子育て支援の中の一時的預かりという分、それからファミリーサポートセンター事業というのは、聞くのもまだ新しいと思いますけれども、この一時預かり事業というのは、保育園も幼稚園も行かれない方も利用できるという、今子育てのいろいろなお母さんたちが弱い部分をサポートしていただくような、そういった、ちょっとほっとする時間も持つというか、いろいろな事情によって、就活をしたりそういった形でも利用するという、非常に今聞かせていただいて、結構多い人数なんだなというふうに思いました。

それと、ファミリーサポートセンターという、この事業は、よく山下市長が言われている地域による支援、お互い様サポートというような考え方がこれから大いに発展してもらいた

いなというふうに思います。

今回は、この乳幼児の、今言う一時預かりの料金についてなんですけれども、核家族が進むいろいろな自分たちの事情によって、この支援事業の必要性というのを訴えてこられています。先ほどの答弁にもございましたけれども、ゼロ歳から2歳児、一番本当にお母さんが常に抱っこしておかないといけないという、この年代の乳幼児を、1日4時間以上の一時預かりの料金というのを取り上げてみますと、公立と私立が葛城市の場合は一緒になっていますけれども、これは近隣の市町村では、大和高田市、橿原市、天理市は、1日4時間以上の預かりは1,800円です。御所市は3,000円、葛城市は3,600円になるということなんですけれども、公立幼稚園の利用というのが、まだ一時預かりの開始がおくれているということで、5市の中では最も高いという形で、今のところまだ少ない利用で収まっていますが、私立の場合は結構、300件以上という形になっているわけですので、他市と比べて3,600円を出してということに抵抗のある、そういうことに対して2倍の料金になっているわけですので、母子世帯、父子世帯も含めて、低所得者世帯に対しての支援というのは、新制度の強化支援事業でありますこの一時預かりについては、ぜひ見直してほしいという要望がたくさんございます。

病児保育事業が大和高田市民と同じ料金で利用できるようになったのですから、この一時預かりについてもぜひ他市町村並みにしてやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、放課後児童クラブ、学童保育への認識について、お伺いをさせていただきたいと思っております。

私は以前、新庄北小学校区の学童保育所の現状に対して、その施設の充実を要望いたしました。小学校の児童増加に伴う教室増設とともに、今、入所待ちの方も出ている中で、状況を十分に把握していただいて、学童保育施設の増設計画を進めてもらっていますけれども、将来その解消が大いにできるというふうに期待をしております。

利用料は月に2,000円と、他市町村に比べずいぶん安いわけですが、全国的にも、また葛城市においても利用児童が年々増加になります。このような流れの中、この放課後児童クラブ、学童保育制度は、制度的には大きく変わりました。児童福祉法が改正され、学童保育の対象年齢がおおむね10歳未満、小学校4年生から、小学生全体に拡大された。学童保育は市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけられて、その一環として市町村が学童保育の整備計画を策定することが義務づけられるということ。それから、学童保育の国基準に基づいて、市条例で独自の基準を策定する。この3つがあります。

放課後児童健全育成事業の実施状況調査では、2003年から2013年の10年間で全国の施設も利用児童数とともに1.6倍にも増加する。これは、共働き家庭や母子、父子家庭の増加を背景に、学童保育のニーズが随分高まっているというふうに考えられます。

葛城市においても、そのニーズ調査を捉えても、学童保育の時間延長を希望されている。これは、学童保育の閉所時間が一般的に保育所より早いという問題が生じて、このことが原因で全国的に子どもの小学校入学を機に母親の就業率が低下する、いわゆる小1の壁といわれていますが、この問題にも、早期に取り組むべきと考えます。

また、夏休みなどの休暇時における開所時間、始まりの時間、これを早めてほしいという要望も、これは通常保育のときの小学校登校時刻と合わせた対応を考えてほしいということも含めて、たくさんの要望がございます。

待機児童解消については全力でその対応に当たっていただきたい。また、指導員の確保、資質向上に向けてはどうなのか。その課題と現状を踏まえて、私が前に質問しました課題の改善に向けて、どういうふうな努力をしていただいたのか、小学校4年生までの預かりが小学校6年生までの預かりになったことに対して、今までと学童保育施設の状況も変わったと思うんですけども、今現在、学童保育の6年生まで使用しているその状況が、どのようになったのかというのを、一度お聞かせいただけませんかでしょうか。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 学童保育についての認識でございますが、保護者が仕事などで日常的に家にいない場合、適切な遊び及び放課後や学校休業日に安心して過ごせる生活の場を与えて、健全な育成を図る事業とされています。国の方では、平成27年度に放課後児童クラブ運営指針が新たに策定されましたことにより、事業の安定性及び継続性の確保を図っていく必要があると認識しております。

異年齢の子ども同士の日常生活や行事などを通して、お互いに刺激し影響し合う中で、子どもたちの成長、発達を大切にしております。

また、今年度よりは世代間交流として、週2回ではありますがシルバー人材センターの委託事業として、お年寄りと剣玉、将棋、こま、百人一首、あや取りなど伝承遊びを通して、子どもたちとの交流を深めています。3カ月目に入り、子どもたちは毎週楽しみにしています。

また、おやつにつきましても、月1回お誕生日等行事におきまして、トッピングをするなど簡単なおやつづくりをしたり、幼稚園のリズム室、園庭を借りてドッジボールなど友達と遊んだりしながら、異年齢の集団の中で社会性を養い自立心をはぐくんでいます。

指導員の研修につきましては、県の研修会に参加し、職員の資質向上、ひいては児童の処遇の向上を図るため、それを内部で研修して学童に生かしております。

また、新制度になり、指導員は都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定されており、県の方では国の基準のカリキュラムで秋ごろに実施予定となっております、指導員の受講も予定しております。

学童保育所の開設時間や内容につきましては、利用者の聞き取り等を行い、保護者のニーズに応えられるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** 今、聞かせていただきまして、学童保育の環境改善、随分進んだのではないのでしょうか。私もほっといたしました。

シルバー人材センターの、そういう人材を使うという委託事業をしていただいているということにも、大変評価させていただきたいと思います。おうちにお年寄りがいらっしゃらな

い、そういった家庭も、こういう世代間交流をすることによって、本当に交流の中に子どもたちの精神的な安定とかそういったものも含めて、本当に内容の充実をしていただいているなどというふうにも聞かせていただきました。

この内容がどんどん良くなっていきたい。他市町村と比較して、レベルを上げていきたいということを特に強調して申し上げます。6歳から11歳までの大きな子育ての支援の要素であります、学童保育というのは。おやつについても、今まで、ちょっと私もそのとき申し上げましたけれども、おやつをみんなでもにおいしくいただくというような、そういう環境づくりにも非常に努めていただいているなど。物をつくったりというようなことについても、これからどんどんここにはそういった要素を取り入れていただきたいと思えます。

次に、基本目標にある、仕事と子育ての両立ができる仕組みづくり、環境づくりということですが、今までのゼロ歳から2歳、それから3歳から5歳までの子育て、それから6歳から11歳までの、この3層になっている子育ての年齢を、これから子育てと仕事の両立の実現とどういうふうな形で絡ませていくか。アベノミクスの成長戦略にも盛り込まれています、今後の女性のさらなる社会進出による就労というのは、税収の確保であったり、人材や能力の確保、国家の成長戦略になくてはならない要素でございます。また、あわせて、女性には子どもを産む役割があります。心身ともに大変なエネルギーが要るわけですので、子育てと仕事の両立支援、子育てにやさしいまちづくり、この施策は今後避けて通れない、そういった状態になってきます。改めて、行政として積極的な支援をお願いしたいところであります。

そして、先ほど申し上げました、男女共同参画白書の内容からも、女性も男性も仕事と子育てが両立できるように、仕事も生活も充実するワークライフバランスの考え方について、少しお伺いしておきたいと思えます。

**赤井副議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、川村議員のご質問にお答えいたします。

女性の社会進出に対する就労支援やワークライフバランスの推進についての取り組みについてでございます。

男女共同参画社会の形成に向けまして、男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、働くすべての方々が仕事と生活、この生活とといいますのは育児や介護、趣味などでございますが、それとの調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方、いわゆるワークライフバランスを推進していくことが重要でございます。

現在、奈良県におきましては、女性に対する就労支援も含めたワークライフバランスの実現に向けまして、働きやすい職場づくりを推進している企業を、社員・シャイン職場づくり推進企業として表彰したり、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備につきまして適切な行動計画を策定した上で、目標を達成した企業等に対しましては次世代認定され、「くるみんマーク」を使用できるようになっております。

企業としましては、社員・シャイン職場づくり推進事業、「くるみん」の認定を受けることによりまして、ワークライフバランスへの取り組みを積極的に行っていることを広くPRすることができまして、企業イメージの向上はもちろんのこと、優秀な人材の確保につながると考えられます。

このような企業には、割増償却の税制優遇制度を受けられるほかに、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業応援貸付制度等の優遇融資を利用することができます。また、他県の例といたしましては、秋田県では少子化対策応援ファンドといった助成事業で、民間団体や企業が行う結婚や出産のしやすい環境づくり、子育て支援や仕事と育児、家庭の両立支援など少子化対策に関する取り組みについての助成事業が行われているそうです。奈良県では、そのような助成事業は行われておりませんが、少子化対策と従業員のワークライフバランスの実現に向けまして、育児休業取得促進事業が実施されております。この事業は、育児休業期間中の従業員に対しまして、雇用保険の育児休業給付金に上乗せをしまして、賃金等を支給する県内事業者に対しまして補助が行われるものであります。本市も、少子化対策等の推進、また女性の就労支援も含めたワークライフバランスの実現に向けまして、国や県が実施いたします制度を市のホームページ等で周知など、制度の啓発活動について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございました。

出産前後に対しての支援制度というのは本当に定着化してきたと思いますが、子育てはゼロ歳から小学校に上がるまでというのは、11歳までの育児の期間というのは、児童の子育て期間というのは非常に長いわけでございます。今のその男女共同参画白書でもおわかりと思いますけれども、女性の就労事情だけでなく、男性の労働時間、長時間労働という点からも、男性にも女性にもともに取り組む体制や理解を求めているといけない、その啓発が「くるみんマーク」の値打ちだと思うわけでございますが、子育てというのは本当にいつときである。その瞬間瞬間を大切にしなければいけないのが子育てなんです。日々成長する子育てをよい環境で守ってあげたいとみんなが思うことによって、もう1人子どもを産もうと思うのではないのでしょうか。子どもの環境を充実させるためには、ニーズ調査からもおわかりと思いますが、保護者からの実施要望の多い延長保育にかかわること、それも1つだと思います。例えば、習い事のような支援、放課後の過ごし方について、こういった要望も保護者の高いニーズであります。学校だけでは行い切れない情操教育というもの、それは子どもの感性や情緒をはぐくむ力、創造力や個性を養う教育、自ら考えを養う教育、道徳的な価値観を養う教育、心の教育となる大切なところであると思います。放課後の子ども教室推進事業ということから、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型、連携型の実施は望めないのでしょうか。

平成26年7月、文科省、厚生労働省通知では、放課後子ども教室を定期的に実施する場合は、放課後子ども教室の活動のプログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるように、

両事業の従事者や参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員などに言って把握し、児童の主体的な参加を促すようにすることというふうになっています。

教育関係者の立場からは、こういったことについてはどのような見解をお持ちなのかを、一度お伺いしたいと思います。

**赤井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。

ただいまの川村議員ご質問の、放課後子ども教室推進事業について、お答えさせていただきます。

この事業につきましては、小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、地域の大人が子どもとともに、学校では学べない勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することによりまして、子どもが地域社会の中で健やかにはぐくまれる環境づくりを推進することを目的に、本市では平成19年度から平成21年度の3年間、5つの小学校の学童保育参加者を含むすべての小学生を対象に応募し、実施させていただいたところでございます。

教育の活動目標といたしましては、3点ございました。1点目は、さまざまな活動を通じ、生涯学習の基本的感性を培う。2点目が、郷土に関心を持ち、郷土を愛する人間の育成を図る。3点目といたしまして、宿題を確実にする習慣を身につけさせる。これらの目標については、一定の成果は認識しているところでございますが、元教員や一般市民、大学生などで組織された20名のスタッフでは、遊びの中で学ぶ目的を目指した教室での集団指導という観点では、1年生から6年生までが一堂に集まる中では、特に低学年の児童に対応しきれないことも多々ございまして、また指導者不足も発生しておりました。

一方、参加者につきましては、平成19年度は相当数の参加者数がございましたが、その後の2年間は参加者数が激減したこともございまして、平成21年度をもって事業を終了させていただいた経緯がございます。この、放課後子ども教室事業につきましては、この3年間の実績と課題等を整理いたしまして、今後、いわゆる学童保育との関係の中で、その実施の可能性については慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。

ただいまの答弁の内容からは、その放課後対策というのは非常大変な様子だったんだなと思うわけですが、2年目に激減したというのは、何か、特別な理由があるのではないのかなというふうに、要因があるのではないのかなと思うところであります。

学童保育の児童が学童の環境だけにならないような工夫、学童保育の子どもたちや親はどういうふうに思っているのかですが、夏休みなどの長期休暇での学童保育でのあり方はどうなんでしょうか。地域全体で子ども同士の交流を持つ機会も大切であることから、放課後対策を教育委員会と行政の連携ができないものかと思うわけでございます。

本市は、読書活動の推進計画も、この6月に作成されました。また、英語教育の強化、そ



して、「ゆうあいステーション」では室内プールもあるわけでございます。先日も、私がミニ集会をいたしましたときも、子育て中のお母さんから「今度できる道の駅で子どもに習い事とか体験学習とかそんなんがいっぱいできる、学びの道の駅にしてはどうですか」というような意見も頂戴いたしました。平成27年4月1日から、その施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、あらたな教育委員会制度、これが全ての地方公共団体の首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を、地方公共団体の長が設置することになっております。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策について協議を行うことになっており、この総合教育会議を大いに活用していただいて、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な施策を打ち出していきたいと思っております。

ゼロ歳から2歳、3歳から5歳、6歳から11歳と、子育ての節目節目に必ず、子育てにはお金が余りかからない、子育てに不安がない、そういった工夫をしてあげれば、子育てにゆとりができて、ワンモアベビー、もう1人赤ちゃんをといるところに行きつくのではないのかというふうに、私は思います。

市民ニーズの調査にもありましたけれども、市内の公立幼稚園、全てを3年保育に統一する努力。学童保育の考え方も、これまでのように見守りだけに主眼を置いた保育が中心の取り組みから、学習目標やそれに伴うプログラムがある取り組み。親が安心して働けるだけでなく、子どもたちが自分たちで放課後の生活をつくり、それに挑戦する環境づくり、特に、夏休みの長期休暇における対策などは急務と思われれます。

子育てしやすい葛城市の環境づくりを、今後どのように進めていかれるのか、ぜひ市長の見解をお伺いしたいと思います。

**赤井副議長** 山下市長。

**山下市長** 川村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、教育部長の答弁を聞きながら、放課後子ども教育推進事業のことについて思い出して、市長になったばかりのときにこれが出てきたんです。これは、いいか悪いかは別にして、文部科学省からいきなりこれをやってくださいと出てきて、3年しか補助金が見つからないという事業でした。しかも、その中に登場するスタッフがボランティアで賄いなさいという、初めからボランティアありきの運営をなささいということで、大変に教育長を初め、我々としてもどうやってそれを募集して運営をしたらいいのかということで、非常に苦慮した思い出があります。

1年目は何とか体裁を整えて、事業をさせていただきましたけれども、2年目、3年目は、ボランティアですから、そのボランティアになっていただく方々を育成できなかったところも含めて、意義が浸透しなくて、補助金が切れたときに、単費でこれを賄っていくというのは大変だということで、教育委員会から相談を受けてこの事業をストップしたという経緯を、今、思い出したところであります。

ただ、川村議員がおっしゃるように、子育て世代のニーズ、私もこの間、子育て世代の方々とミニ集会を開いて、いろいろとお話を受けました。相談も受けましたし、逆に私の方

から葛城市の税収の中で皆さんの要望にお答えをしていきたいけれども、でも限られた税収の中で、全てに対してお応えはできないから、みんなでできることはみんなで手伝ってくださいというような話もさせていただきながら、議論を進めたんですけれども、ただ、そうは言いながら、制度をいかにつくっていくのか。行政としてお手伝いができる場所はどこまでなのかということ、しっかりと方向性を出しながら、またお金が必要であるならば、では誰がその負担をしていくのか、幾らぐらいまでなら受益者の方々に対して負担をしていただけなのかということを見きわめて、方針を出していくべきだろうというふうに思います。

先ほどから、川村議員は質疑の中で明らかにしていただいたように、学童保育の保育料は、葛城市は奈良県の中で一番低い。半分ぐらいです。うちより安いところは、県内どこにもない。他市は月どのぐらいかという、月額4,000円程度。ですから、うちは半分ぐらいでお受けをさせていただいております。そういう問題もありますし、逆に一時預かり保育については、3歳以下の子どもたちについて3,600円という高額で、ほかに比べて高い。高い低いというのがありますので、こういうことも含めて、見直しを図っていかねばならないだろうなど。それと、保育所に預けておられる方々もいらっしゃいます。その方々はある程度高額な保育料も含めて預けていただいておりますから、そこのバランスも含めて考えていかねばならないことだろうと。子どもを預かる、育てる保育行政全体として、どういうふうなものを打ち出していくのかということ、葛城市として教育委員会やまた福祉、みんなで一緒になって考えて方向性を見出していくべきだろうというふうに思います。

去年、提言をしていただいて、おやつが、特に学童保育のおやつが貧弱であり、もっと心躍るようなところで、お菓子代はまた別にとらせていただくということがありましたけれども、それだけではなくて、もっと根本的なところで、解決に向けて取り組んでまいりたいなというふうに思います。

また、先ほどニーズ調査の中で出てきました、葛城市内全体の中で、當麻地区は幼稚園3年保育、新庄地区は2年保育というところの解消に向けて努力をしてほしいということでございます。

今、内部で教育委員会も含めて検討しておりますけれども、いい機会でございますのでこちらで発表させていただけたらと思いますけれども、早ければ再来年度から、新庄地区におきましても3年預かりでいけるようにという形で検討に入らせていただいております。

いろいろな条件やご協力いただければならない方々もありますので、その方々との意見調整や制度調整、また、教室をふやさなければならぬところもありますので、そういうことも含めて、どの時期からできるのかということ、議会の皆さん方や市民の皆さん方にお示しをしながら、葛城市としては市内3年預かり保育ということを目指して、この1、2年、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

そういうことも含めて、総合教育、地域地域で預かっていただけるようないきいきサロンやふれあいサロン、そういう充実や市民全体で子どもを育てていけるような環境の醸成、そういうのも含めて、総合的に葛城市として子育てがしやすいまち、子育てをしたいまちと言

ってもらえるようなまちづくりに向けて、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井副議長** 川村君。

**川村議員** この答弁をいただくとは思っていませんでした、幼稚園につきましては本当に高いハードルだと思っていたところなんです、ぜひ市民の要望に応じて、前に進めていっていただく努力をお願いしたいと思います。

本当にこの子育て支援制度が、今、新しい新制度ができ上がったところでございます。今から言ってどうなのか、今言わなければ始まらない、そう思っておりますので、きょうはいろいろ言わせていただきましたけれども、こういう市民のニーズがこういうことになっているということを十分に把握していただいて、これから子育てしやすい葛城市を目指していただきますよう、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

**赤井副議長** 川村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時40分

**赤井副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

**内野議員** 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私の質問は、生活困窮者対策と子育て支援について、2つ目は、熱中症対策についてでございます。

質問の内容につきましては、質問席から行わせていただきます。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** 生活困窮者に直面している、特に稼働年齢層に対して、自立を支援する取り組みが必要との認識が広がり、平成24年4月、社会保障審議会生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会が設置され、翌年1月に報告書がまとめられました。また、社会保障制度改革推進法においても、生活困窮者対策と生活保護の見直しに総合的に取り組むべきことが規定されました。こうした提言等を踏まえ、平成25年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から各自治体において実施されることになりました。この生活困窮者自立支援法は、公明党が積極的に取り組み、この4月から施行されたものであります。

本制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援、第2のセーフティネットを抜本的に強化するもので、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して、包括的な相談、支援を行う、自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、住居、就労、家計、学習支援等の相談や支援を一体的に提供するものであります。

生活困窮者自立支援法は、深刻な問題を抱えた人を生活保護に至る前に支え、新たな人生への挑戦を後押しする、画期的な法律であります。この法律に基づく自立支援制度を生かすには、自治体を初め、関係者の理解と積極的な取り組みが不可欠です。

具体的には、自治体に総合的な窓口を設置し、生活困窮者ごとの支援計画を策定することを義務づけ、困窮の連鎖を防ぐために貧困家庭の子どもへの学習支援なども行うなど、きめ細かく対応できる多様な支援メニューの準備が必要となっております。本市におきましても、広報5月号市政ニュースで市民への生活困窮者支援制度の必須事業が始まったことを周知していただいております。

そこでまず1つ目の質問でございますが、本市の自立支援事業の取り組みと現状、今後の課題についてお尋ねいたします。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。

内野議員の質問にお答えさせていただきます。

生活困窮者支援制度実施に当たり、本市の取り組み状況ですが、生活困窮者自立支援法は生活保護に至る前の段階の自立政策の強化を図るため、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方が対象となっております。

本法は本年4月1日から施行されることとなり、法に基づき必須事業として葛城市では生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住宅確保給付金の支給を行っております。

自立相談支援事業の内容といたしましては、訪問支援を含め生活保護に至る前の段階から早期に支援をする、生活と就労に関する支援員によりワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能を図る、1人1人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成することになっています。

相談支援員として、本市では4月より1名の嘱託職員を配置し、本業務に専属的にかかわっております。相談場所につきましても、窓口だけではなく、内容によっては相談室等個室で対応しております。また、相談内容によっては、生活保護へとつなげていくこともあるため、生活保護担当の課長補佐、ケースワーカーが相互に相談、連携し合い取り組んでいるところです。実績といたしまして、4月から6月12日までですが、相談者は窓口対応、電話相談を含めまして17人、相談延べ回数といたしましては63回となっております。

また、もう1つの生活困窮者住居確保給付金の支給として、生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権を失い、または現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し、給付金を支給しております。内容としては、支給期間は、3カ月を限度とし、一定の要件を満たす場合には、支給期間を2回まで延長することが可能になり、生活保護、住宅扶助費の限度額内で支給する制度です。

実績といたしまして、4月から6月12日現在で、相談者7件、うち給付金支給対象となった者が1人となっております。また、平成26年度の実績としては、複数世帯7世帯となっております。

以上です。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。

窓口の設置、また委託職員を本業務に専属的に配置していただきました。この窓口はワンストップ型ということでございましたが、さまざまな悩みに対応していただけるということと理解いたしました。広報にも書いてありましたが、例えば、住むところがなくなりそう、仕事が長続きしない、家賃や公共料金を滞納しているなどのさまざまな困難を抱える方を、個々の状況に応じその人の主体性を尊重しながら対応していただける窓口ということだと思いました。

過日、このようなお話をお聞きいたしました。生活困窮者の自立支援シンポジウムでの話ですが、猫の飼い方で相談に来られた人がいたそうです。通常なら門前払いされてもおかしくない、でも対応した職員は考えたのです。家族や近所の人に聞けば済む猫の飼い方を、わざわざ相談に来られるのは社会的に孤立しているのではないかと。実際、相談者の家を訪問すると、さまざまな問題を抱えていることがわかったそうです。私はこのお話をお聞きして、どこに相談すればいいかわからない悩みこそ、この制度で対応していくことが求められると思います。まさに、どんな理由、つまり、どんな入口から入っても支援の手を差し伸べられる、そこに人が伴走し必要な支援につなぐということだと思えます。

4月から本制度を実施していただいておりますが、相談に来られた方を各種関係機関に連携また協働していただいていると思えますが、いかがでしょうか。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** ただいまの各種関係機関との連携または協働についてでございますが、先ほどお答えさせていただきました実績のうち、ハローワークとの連携が6件、社会福祉協議会の貸付相談が4件、うち、貸付に至った者が1件、他の関係機関との連携、学校教育課、子育て福祉課、生涯係、地域包括支援センター、法てらす弁護士との連携が6件、その他の相談として、家庭内のもめごとによる困窮、年金制度の相談、滞納関係、医療費相談等が6件となっており、ケースごとに担当部署へ同行支援や援助等を行っております。

以上です。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。

さまざまな相談に対応していただいていると思えます。また、市民の自立に向けてご支援をよろしくお願いいたします。

生活困窮者自立支援の、今回の焦点でもある任意事業についてであります。本市としての今後の取り組みについて、お考えをお聞かせください。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 生活困窮者自立支援法の任意事業といたしましては、就労準備支援事業、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。一時生活支援事業、一定期間宿泊場所や衣食の提供等。家計相談支援事業、家計に関する相談、家計管理に関する指導、

貸付のあっせんと、学習支援事業、生活困窮者の子どもへの学習支援があります。奈良県下で実施している事業といたしましては、学習支援事業を中和福祉事務所が王寺町のやわらぎ会館で実施されています。登録者としては、22人で、実質出席者数は毎回12人から17人程度です。

生活困窮者世帯の子どもを対象にした学習支援は、実施方法として難しい面もあり、現状としては、実施を検討しているところは、県内ではないようです。

他の任意事業ですが、奈良市は就労準備支援事業を実施しています。なお、葛城市では、市単独事業として教育委員会が中学生を対象に放課後学習チューター制度を実施しています。所得に関係なく、中学生であれば参加することができ、学習意欲のある学生にとっては、よい機会となっております。この制度を利用できないか等、教育委員会と協議を行ってまいりたいと考えております。

これ以外の他の任意事業につきましても、奈良県下の状況を見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** 部長の答弁の中に、今後、教育委員会と協議を行って、このチューター制度を学習支援に利用できるよう協議を行ってまいりたいというご答弁、ありがとうございます。

そして、今、答弁の中に奈良市が任意事業の就労支援事業をされたというお話がありましたが、平成25年、平成26年度とモデル的にされ、今年度からくらしとしごとサポートセンターとして開設されたと伺いました。

また、小規模な自治体で、滋賀県の野洲市の就労支援と学習支援につきまして、少し紹介させていただきます。

この野洲市の「やすワーク」、この事業概要についてですが、アクションプランを活用し、市役所内にハローワークとの一体的な実施施設「やすワーク」を設置し、ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供し、よりよい就労を目指す取り組み、また、ハローワークと同等の機器を設置し、ハローワーク就職ナビゲーターを派遣してもらうことにより、ハローワークと同等の情報やサービスで支援できる体制を整備されたそうです。また、対象は生活困窮者等、毎日開所され、10時から16時まで、1枠45分で予約制と伺っております。

また、学習支援では「やすスクール」と名前をつけて、市内在住の中学1年生から3年生の生活困窮世帯を対象として、コミュニティセンターを活用し、学習指導に関する経験を有する民間団体に委託し、週1日夜間行っておられます。また、各専門家の社会人が対応し、将来の職業感も醸成、食育の観点プログラムも実施されておられます。

本市においても、すばらしい放課後チューター事業があります。さまざまなニーズに対応する任意事業ですが、例えば、先ほども申しましたが、子ども学習支援事業を放課後チューター事業の中に組み込むなど、幅を広げることはできないものかと思います。

いずれにいたしても、先に申しましたが、仕事や健康などの問題を抱えた人を生活保護に

私る前に支えるための、新たな制度づくりです。

他市の事例をもう一つ紹介させていただきますが、秋田県のごく小さな村の、3,600人ほどの小さな村のお話ですが、社会福祉協議会が住民を個別訪問したそうです。引きこもり人は113人に上ることが判明したそうです。そこから、一般就労につなげる取り組みを推進しました。

私は、相談者が窓口に来るのを待つだけではなく、アウトリーチ、訪問支援を推進していくことも必要であると思います。

くどいようですが、生活困窮者自立支援制度は、生活する上でさまざまな困難を抱える人を、地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じ、その人の主体性を尊重しながら相談支援する制度です。生活困窮と一口に言っても、経済面や家庭関係、精神的な問題など多くの理由があり、複雑に絡み合っている場合もあります。その人たちの声を聞き、既存の制度にたどり着けるよう、よろしく願い申し上げます。

続いて、子育て支援ですが、公明党の実績でもあります小児医療費助成は、他の市町村よりも早くに、中学3年生まで拡充していただきました。市民の、特に子どもを持つお母さんの方より高い評価をいただいております。

他県から引っ越して来られた方で、引っ越す前の市町村では窓口で500円を払うだけだったのですがこちらは違うんですねとお声も、さまざまいただいております。また、多子世帯のお母さんから、医療費の償還払いは、子どもが風邪を引きましたら次々とうつつて、給料前になりましたらなかなかやっばり、お金を払うのにすごく、生活的にも負担がかかるといってお話もいただいております。

そんな中から、この償還払いを、自己負担を払わなくていい、現物給付方式を導入していただきたいとのご要望をよくお聞きいたします。現物給付方式にさせていただくことはできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

**赤井副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

ただいまのご質問でございます。

まず小児医療費の助成の拡充の経過についてからお話しさせていただきます。

福祉医療制度は、受給者の健康の保持及び福祉の推進を図ることを目的として、医療保険制度の自己負担を助成する制度でございます。

小児医療費制度助成については、子育て家庭への経済的な支援の一環として、子どもたちへの健やかな成長と福祉の増進を図るため、拡充に取り組んでまいりました。

平成20年度までは、小学校就学前までの入院、通院医療費が対象であったものを、平成21年度には、それまでの制度に加えまして、対象年齢を小学校卒業時までとして、小学校就学後の対象医療費を入院と通院については歯科診療の対象とするものに拡大いたしました。

そしてその後、平成26年度からはさらに対象年齢を中学校卒業時までといたしまして、対象医療費を入院と全ての通院医療費に拡大実施いたしましたところでございます。

その実績は、平成25年度では受給者の数が2,000人、助成件数は約2,100件で、助成金額は

462万4,000円で行いました。平成26年度につきましては、中学校卒業時までとなりまして、受給者数が3,045人、助成件数が約1万8,700件、助成金額が3,331万3,000円となっております。

次に、現物給付化についてでございます。現在の助成方法は、医療機関に健康保険証と受給資格書を提示し、医療保険の自己負担金を支払い、受給資格証交付申請書に記載された口座に、原則として診療月の3カ月後に助成金を入金する自動償還方式としております。これは、平成17年度に県、市町村、及び医師会の関係者で構成されました福祉医療検討委員会の提言を踏まえまして、福祉医療の全制度において県下統一の制度として実施されているものでございます。

一方、現物給付方式とは、受給資格証を提示することで、医療機関の窓口での負担が500円、または1,000円の定額の一部負担金だけになり、保険料用の自己負担間と定額の一部負担金との差額は、医療機関から国保連合会への福祉医療として請求され、国保連合会のレセプト審査後、市が国保連合会に支払うという流れになります。

自動償還方式は、現物給付方式によると、受診者の利便性が向上いたしまして、それに伴う受診増により医療費が増加するというところで、国において、国民健康保険への国庫負担金等を減額するペナルティが課せられることとなります。

厳しい国保財政状況からも、現状では現物給付方式の導入は難しいと考えております。国の国民健康保険に係る国庫負担金等の減額措置のペナルティについては、近畿2府4件で組織する近畿都市国民健康保険者協議会から国へ見直しを要望している事項であり、この国庫負担金等の減額措置のペナルティが廃止されたときには、奈良県全体で取り組むべき課題として、県、市町村、医療機関等の関係団体、審査支払機関である国保連合会と協議して、検討していかなければならないと考えております。

最後に、福祉の医療費資金貸付制度についてでございますけれども、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する人のうち、医療機関に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等の支払いが困難な人に対して、一部負担金を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とした制度でございます。本市では、福祉医療費貸付基金を設置し、この条例と施行規則に基づき、この制度を運用しております。

貸付の手続きは、まず貸付資格の認定申請を行い、所定審査を経て貸付資金資格認定書の交付を受けます。医療機関でこの認定証を提示することで、1万円以上の一部負担金の支払いが一時的に猶予されます。そして、500円また1,000円の定額の一部負担金を支払い、医療機関の請求書を添付して貸付金の申請を行い、貸付を受け、後日、医療機関への支払い、福祉医療費助成金と貸付金が相殺されることとなります。

福祉医療費助成制度全体で、平成26年度貸付実人数12人、貸付件数60件、貸付金額156万6,810円となっております。

貸付対象となる医療費は、福祉医療費助成条例等に定める助成額に相当する額及び高額療養費の支給見込み額であって、一部負担金の額が1万円以上30万円以下であるものとなっております。この金額は、県全体の福祉医療貸付制度として示されたものであり、この金額で



の運用を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** 部長からさまざま小児医療助成また現物給付化、福祉医療療養貸付制度等々お話しをしていただきました。

人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等にかかわる医療助成、検討を進めていただきたいことを要望させていただいております。

それでは、2つ目の質問ですが、ただいま梅雨の真っただ中で、関西・近畿地方の梅雨明けは7月14日から7月23日ごろだそうです。また、6月1日から8月31日、熱中症予防月間が始まっております。このようにうちわもつくっていただいて、高齢者世帯には配っていただいているということでございます。

梅雨が明ければ、夏本番です。電力不足が懸念されるこの夏、熱中症を防ぐため、市民の方々に対してどのような熱中症対策を講じられておられるのか、お尋ねいたします。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** ただいまの内野議員の質問にお答えさせていただきます。

熱中症はいつでもどこでも、誰でも条件次第で熱中症にかかる危険性があります。その条件は、環境、体によるものが考えられています。

環境の要因は、気温、湿度が高い、風が弱いなどで、体の要因は激しい労働や運動により体内に著しく熱が生じたり、暑い環境に体がなれず、十分に対応できないなどがあります。

高齢者の方は体温に対する感覚が弱くなるため、室内でも熱中症にかかりやすいと言われています。室内においても室温、湿度が高いときも要注意です。

熱中症を予防するためには、暑さに負けない体づくり、日常的に適度な運動を行い、適切な食事、十分な睡眠をとり、体調管理に心がけることが大切です。

葛城市内で熱中症で救急搬送された方は、平成23年度では15人、平成24年度では15人、平成25年度で22人、平成26年度で20人となっており、いずれの年も70歳以上の方の割合が多くなっております。

市民への周知といたしましては、定期的に有線放送や防災無線で周知を図る予定をしております。既に葛城市のホームページにおきましては、「熱中症にご注意を」という題名で熱中症予防について1、体調を整える、2、こまめに水分補給、3、服装に注意、4、室内でも注意が必要と4項目の対策方法を載せております。高齢者のひとり暮らしの方への配食サービスのお弁当と一緒に、環境省が出している「みんなで熱中症対策をしよう」と対策が書かれた簡易うちわを、去る6月17日に配っていただきました。また、社会福祉協議会のヘルパーさんにおきましては、訪問先への啓発として、熱中症対策の簡易うちわを渡してもらうように依頼しております。

熱中症は運動のときだけでなく、室内、体調不良、水分不足が原因で起こるため、市が行う各種大会、集会などにおいて、気候、気温の状況判断を行いながら、熱中症予防啓発を行っていきたいと思っております。

次に、高齢者に対する対策といたしましては、寿連合会会員に対しては支部長を通じて注意喚起を、要介護認定者に対してはそれぞれの担当ケアマネジャーから電話での呼びかけ、訪問の際には部屋の状態も見ながら注意喚起を、緊急通報設置者にはセンターからお伺いコールの際、熱中症対策のアドバイスなどを行っております。また、保育所におきましては、こまめな水分補給、特に小さい子には時間を決めて水分補給を行っております。

木陰、テント等の日影や時間帯の配慮、着替えの励行、帽子の活用、エアコンの温度管理、扇風機の活用、室内外運動での児童への体調の配慮、また熱中症予防と子どもの体調管理について、お便り等の活用及び掲示等を行っております。

以上です。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございました。

定期的に有線、防災無線で周知を図る予定をさせていただいておりますが、やっぱり耳から入ることは大事だと思うんです。確かにこのすばらしいうちわもつくっていただいたんですが、見るのも大事だと思いますが、耳から入ることは大事だと思いますので、有線放送、防災無線等を活用して、どうか熱中症対策の皆さんへの周知をよろしく願いいたします。

そして、今、高齢者また幼児に対してさまざまな配慮をお聞きさせていただきましたが、70歳以上の方が熱中症で搬送されることが多いということがございますが、例えば、きょう、お持ちできなかったんですけれども、携帯型の熱中症計というのがございまして、このお話を少しさせていただきます。

この製品というのは、通称、名前を「見守りっち」というんですけれども、気温と湿度から日本気象協会独自の計算手法により、熱中症指数値を算出、そこから熱中症になりやすい環境かをライトの色と数値でお知らせしてくれる熱中症計測器であります。手動で測定する以外に、自動で測定することも可能で、見守り機能のスイッチがあるのですけれども、見守り機能をオンにしておくと、10分おきに自動で温度と湿度を測定し、画面に表示し監視するという製品でございます。さらに、嚴重注意、危険の場合、警報ブザーも鳴り、熱中症の注意喚起をしてくれます。10秒後の自動オフ機能ができて、節電にもなるのですけれども、携帯できる手のひらサイズ、またストラップつき、このストラップを長いものに変えれば、首にもかけられる、熱中症予防には大変役立つ。高齢者の方は暑いのか寒いのか、大変わかりにくくなっていらっしゃるのが現状でございます。高齢者の方々、特に独居高齢者の方に配布していただけたらなと要望申し上げておきます。

次に、学校における熱中症対策をどのように講じられておられるか、お示してください。

**赤井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。

学校におきます熱中症対策といたしましては、各教室に設置しております扇風機の活用がございまして。扇風機を活用いたしまして、室内の換気をよくすることで風通しをよくし、室内温度の上昇を抑制しております。

また、児童・生徒の体を暑さになれさせるということも重要であると考えまして、本格的

な暑さを迎える少し前から、屋外に出て体を動かすよう指導を心がけております。

さらに、熱中症についての正しい知識を児童・生徒に持たせることも欠かせません。熱中症になるとどのような症状が出るのか、そうなったときにどう対応するのか、熱中症を予防するにはどんな点に留意する必要があるのかといった知識は、健康で安全な生活を過ごす上で、児童・生徒がぜひとも身につけておくべきものであると考えます。この方面は、学級指導や保健体育等々、さまざまな機会を捉えて指導しておるところでございます。

また、熱中症対策として不可欠な水分補給につきましては、登校直後や休み時間、下校前及び下校途中、部活活動時など、喉が渴いたら水分を補給するだけでなく、渴いていなくても一定時間が過ぎたら補給するという指導も必要であると言われることから、各学校に指導を求めているところでございます。そして、持参した水筒の分量だけでは不足する場合も考えられますので、下校時で必要な場合は申し出るよう指導しているところでございます。

以上でございます。

**赤井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。

平成24年9月に我が党の先輩でもあります川西元議員が、ミストシャワーについて質問をされたことがありました。このときのご答弁の中に、設置場所等検討する機会を設けていきたいとお話ございましたが、引き続き私もミストシャワーの設置について要望させていただきたいと思っております。

本市では、今、部長の方から答弁がありましたように、熱中症予防のための生徒への熱中症教育もしっかりとさせていただいております。また、暑さに強い体づくり、とても大事なことであると思っておりますが、熱中症が起こるのは、体温の急上昇が考えられます。真夏に長い道のりを歩いて登校し、昇降口等のところにミストシャワーがあることにより、教室に入るまでに体感温度も下がると思うのであります。また、体育の運動の後なども、効果的と思いません。

過日、お隣の大和高田市に行つてまいりました。ちょうど昇降口の上の方にこのミストシャワーが据えつけてありまして、霧状のものでありますが、やっぱり肌に当たるとすごくひやりとして、体感温度も下がるなというふうに実感して帰ってきたわけですが、また五條市におかれましても、小・中学校全てに配置されているそうでございます。子どもたちを猛暑から守ろうと、このミストシャワーの設置が全国あちこちでされているわけですが、このミストシャワーは、ミスト散布機を使って水道水を霧状に噴射し、気化熱で周囲の温度を下げる効果があります。日本で昔から行われている打ち水と同じ原理で、霧は素早く蒸発するため手足や服は濡れず、気温を約3度下げるといふことをお伺いしました。水圧を利用し霧を吹き出すため、電気を一切使わず、ランニングコストは1時間で5円程度、設置費用も準備キットが2,000円、3,000円程度と安価で済みます。いわゆる電気代が要らないということで、水道代だけで、あと、器具だけで済むという標準キット数列つければ、体温の上昇を抑えるのに有効的であると思っております。これから特に熱中症が気になる時期に、改めて要望させていただく次第でございます。どうか、ミストシャワーの設置をしていただ

ますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

**赤井副議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

次に、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

**藤井本議員** それでは、ただいまより私の一般質問を行います。2問ございます。1問目は障害者差別解消法の施行についてということで、2番目は市内公共施設及びその跡地の今後の活用計画についてということについて、質問をさせていただきます。

各質問については、質問席より行いますので、よろしくお願ひいたします。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、まず、1問目の障害者差別解消法についてという質問から始めさせていただきます。この1つ目の質問につきましては、先般、一般質問通告書に書かせていただきました質問内容に沿いまして、質問させていただきます。

平成25年6月にこの法律というものが公布されて、来年4月に施行される。この中で市の対応、また今後についてということについて何点かお聞きをしますけれども、通告書どおり行いますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

それでは、まず1つ目です。もう1年を切りました。平成28年4月から施行されるわけでございますけれども、まずもって、この障害者差別解消法、字を見ればその内容はぼんやりとは頭に浮かぶわけでございますけれども、この法律についての内容を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひします。

藤井本議員の質問にお答えさせていただきます。

障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、平成28年4月1日より施行されることになりました。

この法律は、障がいや理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等における障がいや理由とする差別を解消するための措置等について定めることによって、全ての国民が障がいのありなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とされています。

具体的にどのようなことが差別となるかですが、不当な差別的取扱いの禁止として、例えば障がいがあるということだけで正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を禁止しています。また、障がいのある方等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利・利益が侵害される場合には、差別に当たります。

なお、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体的な内容につきましては、今後この法律の施行までの間に、国から基本方針や対応要領が示されていくこととなります。

以上です。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、概要、内容についてご説明をいただきました。まだ施行されておられませんので、今のような答弁でいいかなと思うんですけども、しかしながら、一般人として考えた場合、平成25年6月に既に公布をされている。平成28年4月からこうなりますよということが、言い換えれば予告をされているような形で進められている。そしたら、我々市民また市町村はどういうふうにしていかなければならないかというところについて、お尋ねをしたいわけですが、平成25年6月に公布されて平成28年4月に、今申し上げているように施行されるということで、この間、本市でどういう、例えば体制の整備とか今後の計画をつくったとか、この間についてお尋ねをしたいというふうに思います。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 葛城市といたしましては、平成25年6月26日に障害者差別解消法が公布され、平成28年より施行されることを受け、葛城市に在住の聴覚障がい者及び手話サークルからの要望により、合理的配慮といたしまして、平成26年10月から、新庄、當麻両庁舎にて、1週間のうち半日ずつではありますが手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の方の相談に対応いたしております。平成26年10月から今年の5月までの実績としては、26人が利用されました。

また、平成26年に発足した葛城市聴覚障害者協会から、社会福祉課にファックスの設置を要望され、障がい者との連絡専用ファックスを設置するため、事務を進めているところです。

以上です。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ありがとうございます。

手話サークルの方が1週間に新庄庁舎と當麻庁舎に半日ずつお越しいただいているということで、平成26年10月からですね。それで、それ以降、現在まで26人が利用されている、こういうことも前もってやっていただいているということについては、私自身もやってもらってるんだなとうれしく思っているところでございます。

また、ファックスの話がございました。そういう、障がいを持った方からの要望によって、障がい者の方の専用のファックスを設置するというので、今、進めているということのご説明でございました。このことにつきましても今までにない、市役所等の行きにくかった部分がファックスで、専用で対応していただけるんだということにつきましては、やはりこの法律に基づいてそれに向かっているんだなというふうに、私も受けとめをさせておいていただきたいというふうに思います。

それでは次に参らせていただきたいというふうに思います。そうしたら、今、そのようなことに取り組んでいる、平成28年4月からこれは施行される。努力義務というものではなくて法的にやらなければならない、こういうことになってきますので、そこはやはり1つずつ、一步前進すると言っていいのか、きちっとしたものでなければならない、このように考えて

おるところでございますけれども、葛城市としての今後の取り組みをしていく中の課題、またそのような課題というものをどのように把握されているか、またその課題や問題点、そのような問題を解決するために、障害者差別解消地域協議会を組織しなければならないではなく、組織することができる。解決のためにそういう協議会というのを持つことができるというふうに、この法律ではなっておるところでございます。平成28年4月でございますので、そのことについてどのように計画をされているのか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

**赤井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 葛城市として施行後の取り組みや課題、また差別解消地域協議会についてでございますが、平成26年度障害者計画策定時に行いましたアンケート調査の結果からも、災害時の支援に対する課題が上がってきました。災害時の対応として、ストーマ装置の保管、オストメイト専用トイレの確保、エリアメールや聴覚障害者対応用のホワイトボード等の設置が必要と考えております。

また、手話通訳者等人材が不足しておりますが、啓発等により人材育成につなげていきたいと思っております。

市の広報誌につきましても、視覚障がい者対応が必要になってくると思われま。

これらの事業を進めるに当たりまして、関係課と調整、検討させていただきたいと考えております。

また、障害者差別解消支援地域協議会についてですが、差別に関する相談や紛争防止、解決の取り組みを進めるためのネットワークづくりの仕組みとして、自治体の機関がそれぞれの地域で組織されるものです。この組織により、制度の谷間、たらい回しが生じることなく、地域全体として差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われることをねらいとされております。

現在、葛城市にある虐待等防止ネットワークの組織構成が、国から示されている障害者差別解消支援地域協議会の組織構成とほぼ同じであることから、今後、虐待等防止ネットワークを協議会に活用できないか等も検討していく予定をしております。

以上です。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、お答えをいただきました。前後しますけれども、やはりこういう法律というものが施行されますと、やはりいろいろな問題点というのは出てくるというのは、誰が考えても予測できます。できること、できないこと、合理的配慮という言葉で、そういうことが説明されているわけですが、障害者差別解消地域協議会についても、虐待防止ネットワーク、その組織というものが似ているのでということの説明がございましたけれども、こういうことについての協議会についてもつくっていくというふうなお考えを示されたものというふうに受けとめておきたいと思っておりますので、そういうことを進めていただきたいというふうに思います。

先にお答えをいただきました、オストメイト専用のトイレの確保とか、言葉では非常にさ

らっとおっしゃられたわけでございますけれども、今後どうするんだということを考えていくと、やることは非常に多いのではないかなと、このように思います。まず、今、オストメイト専用トイレの確保、また障がい者対応用のホワイトボードの設置というふうなことの説明がございましたけれども、そのことについて、関係課と調整、検討させていただくということでもございました。この辺のところをしっかりと、今お答えをいただきましたように、調整しながら検討していただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

今のこの法律というものが4月にできるということで、続いてお聞きしておきたいのは、これが施行されることに伴いまして、学校の方、小・中学校がどのように変わるのか、どのような形で対応していくのかということについて、答弁を求めます。

**赤井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。

ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほどの山岡部長の内容と重複する部分もございしますが、よろしく願いいたします。

まず、障害者差別解消法につきましては、次の2種類の差別を禁止しております。まず、1点目につきましては、不当な差別的取扱いでございます。これは、障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を指します。

もう1点は、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められております。この配慮を行わないことで、障がいのある方の権利、利益が侵害される場合は差別に当たるということでございます。

本市におきましては、これまでから、障がいを持った子どもたちの就学につきましては、就学指導委員会で子どもたちの1人1人の状況を十分審議するとともに、障がい者の希望を受け入れながら市立幼稚園、小・中学校への入園、入学を可能な限り実現させ、障がいを持った子どもたちの教育保障を確実なものにしてまいりました。

さらに、障がいを持った子どもたちの学校生活、学習活動を円滑かつ充実したものにするための指導員の配置、障がいを持つ子どもたちのために、学校にエレベーターやスロープを設置しております。また、階段昇降機の導入も図っております。

また、身体障がい者用トイレの改修等につきましては、小・中学校の全てにおいて実施するなど、施設、備品の整備等、人的、物的環境の充実に努めているところでございます。

今後も、この法律の趣旨に鑑みまして、障がいを持った子どもたちの教育の充実に向けて、取り組んでまいります。

以上でございます。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 学校のことについて、答弁をいただきました。今、説明がありましたように、可能な限り小・中学校への入園・入学を実現させてきたということは、私も葛城市の教育行政、これは認めてまいりたいというふうに思っております。感謝も申し上げたいと思います。

例にもございましたけれども、新庄中学校でしたか、運動場へおりに、スロープをつけたということもございました。今後もそのようにやっていくんだと、今の説明を聞いていると、今までから手厚くやっていますよと、こういうことであつたのかなと思いますけれども、やはり法というものがこうなると、保護者また関係者もいろいろな要望というものも出てくるだろうし、社会というものがかわってくるかというふうに思います。今までからやっていたんだ、今まで以上にこれからもそちらに目を向けていただくように、学校関係にもお願いをしておきたいというふうに思っております。

今、質問をさせてもらっているんですけども、なぜこれを今質問させてもらったかというところ、この障がい者の差別解消法について、私の方にお話が何件か、そういう関係者、また一般企業の方からございまして、やはりそこに社会全体として目を向けていかなければならないんだな、私個人的にも、もっともっとそちらに目を向けていかないとあかんのやろなということで、今回も質問させていただいたわけでございますけれども、先ほど、冒頭に山岡部長から答弁をいただきましたけれども、国の方が平成28年4月からこの法律を施行しますよということをおきながら、具体的などころというのは、今年の上半期になって、それを発表させていただきます。

これは、私自身も総務省、また内閣府に確かめをさせていただきました。今のところ、まだ、各省庁でそういった取りまとめができていないんだと、このようなことでもございました。そういった取りまとめ、また職員の対応の模範例というものは、上半期以降、10月以降に全国にお示しするというところをおっしゃってしまったので、それから結構でございます。この方には目を向けて、また頭を向けて、これからも取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

私が今、頭の中で考えているだけでも、いろいろなことが考えられるというふうに思います。例えば、事例として挙げられていますけれども、市のホームページは見るだけ。先ほど、意味は違いますが、見るだけよりも耳から入らなければならないということがありましたけど、目が弱いという方につきましては、音声をもった対応ということなんかは事例として載っています。

市民、市役所の窓口では、手話、そのようなことをやっているという説明もございましたけれども、またスポーツ施設等これの利用とかの対応ということについて、さまざまなことを考えていかなければならないときが、間もなく来年4月にやってくるだろうというふうに思っておりますので、この件については、まだまだ時間もございまして、私も国の対応要領等を見てから、再度、職員の方とも打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますが、少なくとも平成28年4月からは変わるんだということで思っておいていただいて、対応に間違いのないようお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、2番目の公共施設及び跡地の今後の活用計画についてに入らせていただきたいと思っております。こちらの方は、どちらかというところ時間がかかるかと思っておりますので、お願いをしておきたい。

まず、今回、一般質問は給食センターの、2学期から新しく稼働するわけですが、こ



れの地産地消という問題がございました。これについてはいろいろな議論を進めてきて、ここへたどり着いたわけでございます。総じて言えるのは、この給食センター、市民、また、この議会全員が楽しみにしておる。いろいろな議論をしてみいましたよ。場所等の問題とか。しかし、できるということについては、これは本当に心待ちだと。

そのことを言うのではなく、新しい給食センターができるということになりますと、今、旧両町で、磐城小学校の横にある給食センター、新庄小学校敷地内にごございます給食センターというのがあるわけですけれども、これが不要でなくなるわけでございます。この2つの給食センター、またその跡地、これの今後の活用計画について、答弁を求めたいと思います。

**赤井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** ただいまご質問の旧の新庄・當麻両給食センターの跡地利用の件についてでございます。

まず、新庄給食センターにつきましては、今後、中道・諸楯線の道路改良工事に伴いまして、給食センターは取り壊され、一部道路用地になります。また、新庄小学校へ給食を配食するための配膳倉庫を建築する予定でございます。

また、當麻給食センターにつきましては、このセンターの施設の規模等に応じた活用ができないかということ、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 當麻給食センターの跡地については、これも前後しますけれども、言葉を言い換えると計画が今のところはない。何かその規模に応じた活用というものを検討してみたい、こういう答弁でございました。それは当然のことであろうかというふうに思います。

當麻給食センターはそれでわかりました。

新庄給食センター、これは今ご答弁にもございましたように、旧の新庄町からごございます計画、中道・諸楯線、幼稚園の西側を通るこの道路改良工事、これをするために小学校の建設もそれに合わせてやられているということで、中道・諸楯線道路改良工事につきましては、教育委員会を離れますので、副市長はよくご存知だと思います。これの計画、これからの今後の計画ということについて、お尋ねをしたい、このように思います。

**赤井副議長** 生野副市長。

**生野副市長** ただいまの藤井本議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど来、教育部長が申しましたように、まずこの施設に関しましては、中道・諸楯線の、本事業によりまして取り壊しを行う予定をいたしておるわけでございます。その後、代替施設としまして配膳倉庫を建築する予定をいたしておるわけでございます。

次に、今後の予定でございますが、その後には幼稚園と小学校の交差点があるわけでございます。給食センターを取り壊した後に、その交差点改良工事を行う予定をいたしておりまして、小学校の生徒、幼稚園の園児の登園・登校により安全な配慮を図っていききたいと、そのように思っておるわけでございます。

なお、今後の計画でございますが、議員ご承知のように、中道・諸楯線につきましては全

ての地権者の合意を得たわけではないわけでごさいます、当然、今も鋭意用地交渉に努力いたしておるわけでごさいます、何分合意点に達していないのが現状でごさいます。

次に、今後のさらなる予定といたしましては、小学校の校舎の影響が大きくあるわけでごさいます。その中で、地元大字新庄、大字南道穂、そして市議会関係機関等のご意見を拝聴しながら、事業完了に向けて努力をしまいたい、そのように思っております。

以上です。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** まずもって、交差点の改良工事をしなければならないというご認識があつて、これは安全面の確保、これは当然のことであろうかと思ひます。中道・諸鉄線そのものが地権者の合意を得ていない部分があると、これも分かつておりますけれども、これも計画として、いいとか悪いとかでなく、計画としてお聞きしてるんですけども、今、ちょうど給食センターのところの敷地が空く、それで、学校についてもその対応をするための準備ができていふことについては、用地を買収に行く必要はないわけですよ、その部分については。だから、今お考えなのは、2つのことをおっしゃったわけですけども、1つはここをやったかて全線できませんということで、まだの地権者があるということもおっしゃいました。安全面のこともおっしゃいました。大字新庄とのということがありましたけれども、私もいまおっしゃった大字の一員でごさいますので、この計画はどうなるのかと、こういうことでごさいます。

その辺、確かに安全面が交差点の改良工事ということをおっしゃっているんで、その認識は持っていていふのはありがたいですけども、どういふ進め方をほんまにしているんだと、これを壊したら空くんですから、しようと思つたらできるわけです。道路そのものは。

ここは、地域の方と相談をしてということでしたけど、既に地域の方は新給食センターが完成すれば道路改良工事ができるものやというお考えの方もおられる。しかし、安全面をどうするんだということもごさいます。これをもう少し、きちつとした形でご答弁いただきたいなと思ひます。

**赤井副議長** 山下市長。

**山下市長** この土地につきましては、藤井本議員がおっしゃるよう早くやっしてほしいとおっしゃる方もいらっしゃるし、できたらできたで交通事故が非常に多くなるだろうと、あの新しくできる、今、既にできているところとの東西の道が一方通行で、その道との間に信号機が立つのかと言われると、信号機は立てられない。立てるスペースがないし、ましてやあそこに30、40メートルの間に何本も信号機を立てるわけにはいかないので、そのような形ができないという形になると、では、空けてほしくないとおっしゃる方々が多い。私が市会議員になったときから、その議論がずっと巻き起こっております。

用地の交渉をされているところ、そこが成約をすれば、中を通る道というのは全部できるんですけども、しかし、それをしたからといって安全の確保ができるかという、そうではない部分があります。その部分で、今、副市長が答弁をしたように、地元なり、また議会

の皆さん方とも相談をしながら、これをどのような形に落ち着けるのが一番いいのかということを考えていかなければならない。もともと合併特例債を使ってこれを入れるという事業から、私はこれを外してしまいました。最終的な決着がつかない中で、結論が得られていない中で事業を進めるということができないので、この事業を外したという経緯がありました。大字新庄やその付近の方々にとりましては、空間がたくさんできて、緩衝地としてこれを活用しやすいというご意見も、今の状況のままであるならばたくさんいただいておりますし、ここに車がびゅんびゅん通るといふ状況になるならば、それは何をもってそれをとめていただけるのか、安全性の確保ができるのかということ、我々としては、それをとめる手立てがない。だから、そこが解消されない限りは進められないというジレンマも持っております。ですから、皆さん方のご意見を本当に聞きながら、参考にしながら、この事業が果たしてどのような形で終着をするべきかということ、今現在、正直悩みながら進めさせていただいているというのが現状でございます。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 本心であろうかと思えます。悩みながらということですがけれども、これは既に計画があって、私もこの件については数年前、市長とも意見交換をどこかでしたのかなという記憶はあるわけでございますけれども、やはり住民、地域の方はどうなるのかと思って当然の話だと思います。計画では、給食センターをつぶしてしまうわけですから、幼稚園も新しくされたときにその準備もされたような形状の形になっているということになると、市民の方は非常にやはり進むというふうに思われている方が多い。今、市長の答弁がありましたように、安全は大丈夫か、確保できるのか、これも多い。この中で進めていきにくいという市長の気持ちもよくわかりますけども、ここは本当に市民の方はどのようになるのか、計画はちゃんとしてくれというものがあるかと思えますので、その話し合いをまた再度するんだというのであれば、そのことをお示しいただきたいし、いや、安全面を確保してからするんだということであるならば、例えばスクールゾーン、何かそういうことに取りかかるとか、何らかの方法があるかというものを試みてみるとか、そういうものをお示ししていただきたいなというふうに思っております。

今までから、長年にわたっての案件でございます。今までから繰り返しますけれども、悩んできた。両方の意見がある。私もそれは直に聞いているので、それはよくわかるけども、ここへ来たらやっぱり現実の問題として、早く計画というものをきちっと出していただくことをお願いして、次に参りたいというふうに思います。

**赤井副議長** 生野副市長。

**生野副市長** 今、藤井本議員ご指摘の件を、私どももよく理解をしておるわけでございます。まず、先ほど来から申し上げますように、新給食センターの完成に向けまして、旧の新庄給食センターを取り壊すわけでございます。その中で、現道部分よりも拡幅につきましては、その用地部分の拡幅は交差点の改良等予定いたしておるわけございまして、議員もご存じのように、新庄幼稚園の西側の道路につきましては、現況よりも歩道の方が高く、車道が下がっておるわけでございますので、まずはその解消の工事はとり行っていきたいというように、

かように思っておるわけでございます。先ほども申し上げたわけでございますが、新庄小学校の敷地、校舎も当然かかるわけでございます。そういうことを踏まえながら、先ほど来市長が申し上げますように、用地未交渉のところもございまして、それにつきましては十分、以前にも私が都市整備課長時代に、地元の公民館で住民さんの意見を拝聴した会を催させていただいたという記憶もあるわけでございまして、今後、先ほど来市長が申し上げますように、今後はそういう中で住民の意見に耳も傾けながら、この事業をどうしたらいいかということについて検討してまいりたい、そういうふうに思います。

以上です。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** この件については、また住民の方と議論をしていく、もう一度問いかけていくということでございますので、それも見ながら、私なりにもまたいろいろ進めてまいりたいと思います。

次に参りたいと思います。

次は、これも数年前から議会の方からもどうするんだということは、ほかの議員からでしたけれども出ておりました。いわゆる當麻庁舎の今後の計画についてお尋ねをするものでございます。

特に、ここには2つの問題というものを含んでいるかなというふうに思います。1つは耐震という問題。これは、耐震診断の結果、よい結果が出ていないというのも1つです。2つ目は、いわゆるまちづくりの合理化といいますか、市役所が今2つある。新市建設計画、合併協議会の中でも2つの庁舎でいくということがございましたから、今はそのまま進んでおるわけでございますけれども、何年か前の市長の答弁なんかを振り返ってみますと、当面はこのままいくという、「当面」という言葉も出ておるところでございます。

それでは、當麻庁舎の計画について、答弁を求めます。

**赤井副議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの當麻庁舎の件についてでございます。當麻庁舎につきましては、昭和43年の建築でございまして、築47年を経過しておるところでございます。耐震診断の結果は、躯体のコンクリート強度におきましては特に問題がないものの、耐震性につきましては補強を必要とするところでございます。ご心配をおかけしておるところでございます。

この問題につきましては、先ほどもおっしゃったように、これまでより答弁させていただいておりますように、當麻庁舎を初め全体的な施設のあり方や利活用についての検討を行うために、国や県の職員、また大学教授など外部有識者を構成員といたしました葛城市ファシリティマネジメント検討委員会を、平成25年度に設置いたしまして協議、検討を願っておると、こういう状況でございます。

少子高齢化に伴います生産年齢人口の減少等や、また情報通信技術の進歩によりますサテライト構想や、ICTの活用によりますまちづくりなどで、現在、公共施設のあり方が変化してきておる中で、全体的な施設の配置など、また転用等によります利活用、さらには統廃

合など、葛城市の今後の公共施設のあり方などにつきましての基本的な方針を、本年度末には助言、提言いただく予定でございます。特に、近々の課題となっております当麻庁舎につきましては、トータル的な見地からの提言をいただき、これらの提言に基づきまして、議会皆様とも相談をさせていただきながら、今後の方向性、公共施設の再編整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 市内の建物、施設というものを全体として検討するんだと、葛城市ファシリティマネジメント検討委員会、これを平成25年度からやられている。平成25年、平成26年、平成27年、3カ年でこれをされている。平成23年に東日本大震災が起こった。それが起こった後にも、耐震の問題で当麻庁舎というものをどうするんだという議論もございましたけれども、しかし、全体としてこれから考えていくんだと、これはこれで私はいいと思う。

今、3年が過ぎ、この末で、平成27年末、平成28年3月までにその回答というんですか、その委員会の結果というものがお示しをいただける、こういう理解でいいんですね。

その後、議会とも相談をしていく、こういうことでございます。

しかし、何遍も申し上げますけれども、議会からも、また住民からも、計画というものを早くどうするかを出してくださいということが、やはりよく言われているところがございますので、3年間きちっとしましたと、これはこれで理解をしておきます。きちっとした結果が出るのであれば、それは市民の方にも、また議会はもちろんですけれども、提示をされて、ちゃんとした議論をして、進んでまいりたいなと、このように思っております。

これは、葛城市だけの問題ではございません。平成の大合併、3,000余りの市町村があつて、それが1,700余りになったということになれば、かなりの多くのまちがこのような問題に直面をしいる。葛城市と同じように、10年を過ぎてもまだこの問題というものがいろいろあるねんというところもあるでしょう。同じように庁舎の老朽化という問題もよく聞く話でございます。

しかしながら、私がちょっと資料等を見てみますと、面白いものがありましたのでご紹介をしたいというふうに思います。

もちろん市役所の建物が余ってくるというようなのも事実です。そんな中で、私が読んだ書物で、議会フロアが、これが非常に面白く使われている。市民の声を聞きながら、議会フロアの再利用というものがされているというのが、私が見ていた中でありました。確かに議会フロアというのは、ここにおいでの方はわかるように窓がないというのが、全国全てではないでしょうけれども、窓がない。その中で、庁舎の中でも高級感というんですか、費用を費やした部屋になっている。かつ音響がいいので、小さい講演会をやったり、ちょっと音楽的などところに使ったり、何かの展示場に使ったりというようなことが、フロアの工夫もされているんだなというふうにありました。ただ、使えなくなった議場というものが、倉庫化しているという、寂しい話もございます。そんなのを考えてみますと、今、葛城市にある当麻庁舎の議会の議場はどうなっているのかなと、最近は見に行ってもせんけれども、何年か前

に見に行ったら、倉庫としても使っていないという、本当にそのままの状況になっていたというふうに記憶しております。今は、倉庫として使っているのかどうか知りませんよ。こんなことも含めて、いろいろなことをそのままを残すというのではなく、今、山本総務部長からございました、サテライト、またICT、あり方に変化が起きているというような話もございました。

今後、少子高齢化、人口構造というものがかわってまいります。そんなことを考えたときに、この活用方法というのについては、いろいろなことが考えられるのではないかなど、このように思っております。

そこで、何も今年度末に、先ほどお話がございましたように、葛城市のファシリティマネジメント検討委員会の結果が出るから、来年にのしなさいとか再来年にのしなさいというのではなくて、今後、本当にどうするのかと、1つは、なくすというのが1つの方法と、思っておられる方もあるでしょう。しかし、残すのだったら残す、残すけれども、1階は例えば市役所であるが、2階、3階は何か違うものにするんだとか、いろいろ方針というものを出していただければ、これはまた市民からの要望もあるし、市民の方との話し合いもできるのかなど。今後、まちづくりという中で、當麻地区の方向性というものを見出していく。今、葛城市にない施設を、そこに造るということも考えられるわけですがけれども、この辺については、市長、いろいろなこともお考えであろうと思います。

どういうデザインというものを、段階化というふうに思いますけれども、それはその結果が出るまではわかりませんというのであれば、そういうお答えもいただいても結構でございますけれども、その辺の思いというものをお聞かせ願いたなというふうに思っております。

**赤井副議長** 山下市長。

**山下市長** 藤本議員の質問にお答えをさせていただきます。

當麻庁舎の難しいところは、一度建て増しをしているというところですか。當麻町の時代に建てられたところに、業務がふえて職員がふえてというところがありましたので、南側に1階部分だけですけれども、建て増しをいたしております。その部分に今、市民窓口課であったり保険課が入ったり、子育て福祉課が入っているところでございますけれども、これも前に吉村議員が質問していただいたときに答弁をさせていただいていると、また、庁舎の耐震診断の結果に基づいても言わせていただいていると思いますけれども、このいびつな構造があるがために、実は耐震補強をする場合に、市民窓口課のカウンターの前のところに筋交いを全部入れていかないとならないという形になります。あのままで補強するという形になると業務ができない形になってしまうという問題があります。

あのままの形で耐震補強ができないのであれば、ではどうするんだということも含めて、検討をしていかなければならないなというふうには思っております。

ただ、葛城市全体のファシリティマネジメント、これをコントロールしていくのに、実は葛城市には教育委員会の学校、校舎も含めてですけれども、130施設、300棟の建物を保有いたしております。これのマネジメントをどうしていくのかということも含めて、全体的な予算をどう確保していくんだということも含めて考えていかなければならないということがご

ざいますので、皆さんから預かった税金、限られた税金の中でこれをどう使っていくのかということを考えていかなければならない。

お隣の香芝市は耐震補強工事をされている。また、お隣の大和高田市は建替えという選択をされるようでございますけれども、いずれも補助金や交付金がございます。しかも、基金を取り崩してこれを建てるという選択をされるわけでございますけれども、果たしてそういう選択がいいのか悪いのかということも考えていかなければならない。この300棟の建物を保有し続けていくことがいいのかどうなのか、住民サービスの低下を招かずにやる方法がないのかということを考えながら、今、試策として、試みとして行っているのがICT街づくり構想でございます。住民に近いところで、例えば寺口の集会所であったり、今は「ゆうあいステーション」等で住民に近いところで住民票がとれたり、印鑑証明がとれたり、また、忍海においては戸籍までとれるようにしていこうとかいうような試みをしていこうということで、できるだけ大きな施設を使わずに住民に近いところでサービスを提供していけるような方法はないだろうかということで、今、並行して考えて、住民サービスの低下を起さずに、この施設の保有というものをどうしていけばいいのかということを考えて、取り組んでいるのが、葛城市のファシリティマネジメントでございます。この當麻庁舎のあり方等につきましても、簡単に考えていくなれば、荷重がかかるから、あそこは一番上の構造も含めたら4階建てになっていますけれども、それは例えば3階以上をはつってしまつて荷重を軽くしたら、それは筋交いを入れなくてもいいのかも知れないですし、そういうことも含めて考えていかなければならない、それは、一応指示はいたしております。それを含めて、荷重が減ってそれだけで、市民の前に筋交いを入れずに業務ができるのかどうかということも含めて、お金がどれぐらいかかるのか、それも含めて検討をするようにという指示は与えてはおりますけれども、130施設、300棟の建物全体のことを考えて、どうしていくべきなのかという流れの中で考えていかなければならない問題でございます。

ですから、いろいろと、これはあくまでも試みの算で、正しい数字ではありませんけれども、少しショッキングな数字を申し上げます。これはまだファシリティマネジメント検討委員会の中で、試みで出ている数字ですから、正しい数字ではありませんから、これはひとり歩きしてもらったら困りますけれども、県の指導によりまして施設の耐用年数を65年に見て、この葛城市の主要施設70施設をそのまま40年後も同じ施設を使った場合、どれだけの維持管理費が要するのかということを試算いたしましたら、40年間で約410億円のお金がかかるという試算が出ました。これはあくまでも本当に試算で、全体を信用することができない、その報告があった中でもいろいろと議論が巻き起こりましたので、正確ではないということだけお伝えをします。それだけでも1年間に10億円のお金がかかるということです。そのまま維持していこうと思うと。

これはとんでもない数字だと思っています。話半分としても毎年5億円のお金がかかるというふうに、試算としては出ていますけれども、葛城市の税収というのは、ある程度一定の税収しかない中で、今、37、38億円の市民の皆さんから預かる税収で運営をしておりますけれども、この中でどういうまちづくりをしていくのかということをしつかりと考えていかな

ければならない。ですから、今度、ファシリティマネジメント検討委員会を出してきていただく、どういう結果になるかわかりませんが、まずそれを見せていただいた上で、本当にこの葛城市を20年後、50年後、後輩たちに迷惑をかけずに残していける方法というのは、どうやっていったらいいのかということ、真剣にやっぱり考えていかなければならないというふうに思っておりますので、當麻庁舎のこともご心配をいただいておりますけれども、そこも含めて全体的にいろいろと考えてまいりたいというふうに思っております。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** そこまでお話しもいただきました。余りありがとうございますと言えませんが、ありがとうございます。

本当に今おっしゃったように、私も真剣に考えなければならぬという意味で、今回、こういう質問をさせてもらっているわけです。たまたま、このマネジメントの結果というものが出来、それというものもやっぱり市民も一緒になって考えていかないと、心配もしているわけですから。今の、真剣に考えていくという言葉に信じて、次に参りたいと思います。

あと少しですけれども、あと1点、長らく、合併以前から施設が休館となっておる農業健康管理休養センター、このことについて、時間もございませんので今後の計画についてお尋ねをしたいというふうに思います。

**赤井副議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部の下村でございます。

藤井本議員の質問にお答えいたします。

農業者健康管理休養センターの今後の利用計画についてであります。農業者健康管理休養センターは、昭和58年4月1日に、農業者の農業への意欲、非農業者の農業への理解と両者の地域連帯感の醸成を図り、農業者等の研修と健康増進並びに休養等の用に供し、活力ある地域農業の振興と明るいまちづくりを図るために、農村地域農業構造改善事業の特定施設として供用を開始されたものであります。

平成10年4月からは、多目的ホールと一部施設のみ開設となっており、現在は太鼓等文化活動に利用していただいております。

施設全体の有効活用につきましては、農業者健康管理休養センター運営委員会におきまして検討いただいておりますが、現在のところ有効な活用方法は見出せない状況でございます。

以上でございます。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** そこでお尋ねをしたいですけれども、この問題も合併以降、各種委員会とかいろいろなところで出てきた問題です。そのたびの答弁が、国庫補助を利用してこの建物ができているんだと、例えば解体してしまうとか違う用途に使ってしまうと、その補助金を返さないといけないというところまで、いつも何かそのままとまってきて、既に10年が過ぎて11年目に入ろうとしている。合併してからでもそうです。その前、平成10年から休館をしているということですが、休館をしたとかそんな理由は別として、それではあと何年待たないとい



けないのか。国に求めているのは、あと何年したら自由にに使わせてくれるのか。これをどのように把握されているのか、お尋ねします。

**赤井副議長** 生野副市長。

**生野副市長** ただいまのご質問でございます。今後の計画というものもあわせてご説明申し上げたいと思います。

藤井本議員ご指摘のように、何年かという件でございます。耐用年数につきましては、以前の議論から35年なり、これはコンクリートの建物でございますので、耐用年数については65年であろうかと思えます。その中で、当然、ご承知のように、平成10年から使用を停止いたしておりますし、建築後32年になる施設でございます。今後、この施設をそのまま使用するといたしましても、建物の劣化が激しく、利用するといたしましてもリフォームをしないと利用ができないというような状態でございますし、他の目的で利用したり、取り壊しますと、先ほど来申されていますように、国庫金の返還が発生するというようなことを考えられるわけでございます。

今後の利用計画につきましては、農業者健康管理休養センター運営委員会、そして関係省庁であります農林水産省とも協議をしながら、そして、今後につきましては、国土交通省にも協議を重ねまして、より有利な補助金を模索しながら、市議会とも十分協議させていただきました。今後はこの利用について検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

**赤井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 質問する前から全部お答えをいただきました。ありがとうございます。

あと何年待たないといけない、この35年ということでございます。これは耐用年数をもってそのようにご答弁いただいているのかな。これは本当に時代にマッチしていない、国と市町村との関係だということで、またかと言うかわからないけれども、このことについても、私なりに調べさせていただきました。

補助金の適正化法、これが最近非常に緩和されて、インターネット等で調べてみると、10年を経過したらそういう相談はできるというようなことも載っているし、これは総務省でしたけれども、総務省の担当の方に細かくは聞いてない、方向性だけを聞いてみると、いろいろな相談に応じている、応じやすくなってきている、こういう答えをいただきました。あと何年待たないといけない、いけないというのではなくて、そこら辺は私らのところに総務省から通達に来るわけでもないし、案内が来るわけでもございません。インターネット等で調べるしかないんだから、ここら辺を見てみると、あと何十年も待たないといけない、使っていないものはあと何十年待たないといけないという、こんな不合理なことは、今の時代に、私は考えにくいというふうに思っております。

そこはもう一度また確認をしておきたいなど。話し合いとかいろいろな手法があるのではないかなど。ないのだったらないで、また後日で結構でございますので、また言っていたら結構です。しかし、私はあるというふうに踏んでおりますので、そこはご努力いただきたい。

この件については、市当局もやはり何とかしないといけないということの認識があって、今年3月に行われました市民判定会、市民事務事業の判定会にも出された。これ、どうしましょうかということもやられているわけです。まれに見る大勢の方から不要だという答えが出たわけではないですか。要らんということですけども、これだけをもって市民判定会でこういうお答えが出ている、市当局もそれなりのお考えをお持ちだと思いますので、今、副市長がおっしゃったように、今後のことにつきましては、今申し上げているように何かの転嫁をしながら、補助金等も探してというお答えでございましたけれども、このままではいけないということのご認識を持って歩んでいただきたいと思います。

時間を越えましたが、ありがとうございました。

**赤井副議長** 藤井本浩君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、あす24日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集を願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時22分